資料２

厚木市障がい者福祉計画（第８期）
厚木市障害福祉計画（第８期）
厚木市障害児福祉計画（第４期）

～ すべての人がともに生きるまちづくり ～

厚 木 市

地域包括ケア社会の実現に向けて

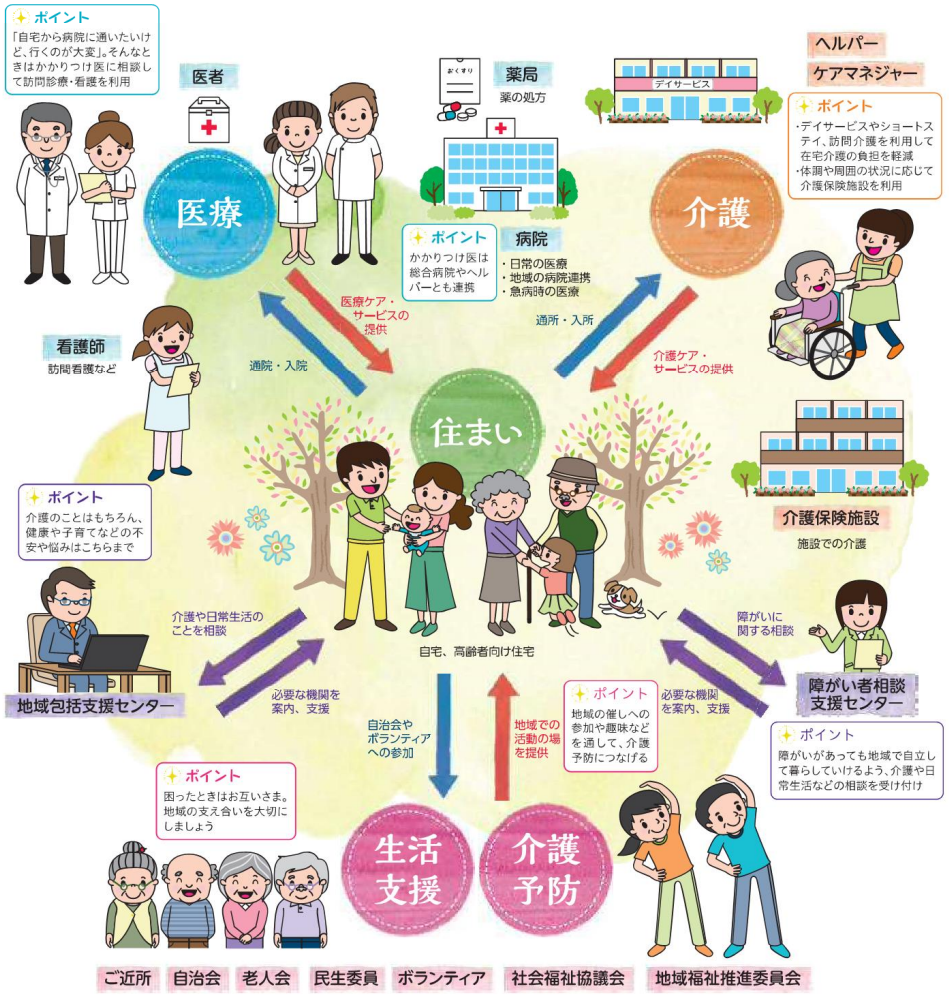
国が推進する「地域包括ケアシステム」

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される高齢者を対象とした仕組み

厚木市が推進する「地域包括ケア社会」

本市では、「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく、誰もが利用できる仕組みであるべきと考えました。

国が推進する高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」を包含する、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指し、子育て、教育、就労、ハード整備等において、福祉の視点で分野横断的に取組を推進します。



はじめに

市長あいさつ文挿入

今後作成予定

令和９年３月

目　次

第１章 計画策定の趣旨　1

１　計画策定の背景　2
２　計画の位置付けと性格　7
３　計画の期間　9
４　計画の対象者　１０
５　進行管理　１１
６　計画の推進体制　１２

第２章 本市の状況　１５

１　本市の人口の状況　１６
２　障がい者人口の状況　１８
３　厚木市障がい福祉基礎調査結果　２４

第３章 計画の目指す姿と全体像　２７

１　将来像　２８
２　基本理念　２９
３　基本目標　２９
４　計画の体系　３０

第４章 施策の展開　３３

施策の方向１　障がい者理解の促進　３４
施策の方向２　交流・ふれあいの推進　３７
施策の方向３　ユニバーサルデザインの推進　４０
施策の方向４　権利擁護の推進　４３
施策の方向５　相談支援体制の充実　４６
施策の方向６　一貫した療育支援体制の確立　５０
施策の方向７　就労支援の充実　５５
施策の方向８　居住・健康の充実　５９
施策の方向９　社会参加の促進　６３
施策の方向１０　日常生活を支えるサービス提供体制の推進　６７
施策の方向１１　地域防災ネットワークの構築　７１
施策の方向１２　地域をつなぐネットワークの構築　７５

第５章 障害福祉サービス量の見込み （障害福祉計画・障害児福祉計画） ８０

１ 計画策定の趣旨 ８１
２ 成果目標及び活動指標 ８４
３ 障害福祉サービス・障害児通所支援などの見込み ９５
４ 障害者総合支援法に基づく意見申出制度 １０４
５ 地域生活支援事業の見込み １０５

資料編 １１２

１ 計画策定の経過 １１３
２ 厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査の概要 １１４
３ 厚木市保健福祉審議会規則 １１７
４ 厚木市保健福祉審議会委員名簿 １１８
５ 厚木市地域包括ケア推進会議規則 １１９
６ 厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿 １２１
７ 厚木市障害者協議会規程 １２２
８ 厚木市障害者協議会代表者会議委員名簿 １２５
９ 厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿 １２６
１０ 厚木市地域福祉推進協議会設置規程 １２７
１１ 厚木市地域福祉推進協議会委員名簿 １２９
１２ 諮問・答申 １３０
１３ 用語集 １３２

～ 本計画書の用語表記について ～

本計画書では、障害の「害」の漢字を平仮名で表記しています。
ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。
（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）

第1章
計画策定の趣旨

1　計画策定の背景

2　計画の位置付けと性格

3　計画の期間

4　計画の対象者

5　進行管理

6　計画の推進体制

1 計画策定の背景

（１）国際的な動向

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和５６(1981)年を「国際障害者年」とし、昭和５８(1983)年から平成４(1992)年までの「国連・障害者の１０年」やこれを具体化するための「障害者に関する世界行動計画」の策定を通じ、各国の障がい者施策を推進してきました。

平成１３(2001)年、条約作成交渉のための障がい者の権利条約に関する国連総会アドホック委員会の設置が決定し、その後、平成１８(2006)年、第６１回国連総会本会議で、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、平成２０(2008)年に発効しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有確保、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障など、様々な分野での権利実現のための取組みを締結国に求めています。

そして、条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれからの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告として、平成２８(2016)年に国連の障害者権利委員会に初回の政府報告を行い、令和４(2022)年に国連欧州本部にて政府報告に対する対面審査が行われました。本審査を踏まえた障害者権利員会の見解として、日本の施策を一部評価するも、特別支援教育を分離教育としたインクルーシブ教育における課題や精神科病院における強制入院や地域移行の課題等があげられました。

さらに、令和６(2024)年に、国連はフラグシップ報告書『障害と開発に関する報告書２０２４』を発表しました。令和１２(2030)年のＳＤＧｓ達成期限が迫る中、障がい者が多くの分野で取り残されている現状に対して、障がい者の包摂を後回しにせず、活動のあらゆる場面で障がい者の視点を最初から組み込むことを求めています。

また、アジア・太平洋地域では、日本も共同提案国となり、平成５(1993)年から平成１４(2002)年までが「アジア太平洋障害者の１０年」と定められました。最終年の平成１４(2002)年１０月、滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、これまでの成果の評価を行い、更に１０年間の延長が宣言され、平成２４(2012)年までの新たな１０年間の行動計画として、びわこミレニアムフレームワークが採択されました。

平成２４(2012)年には、第３回目となる「アジア太平洋障害者の１０年」の行動計画として、障がい者施策に関する１０の目標と６２の指標を定めたアジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略が採択され、令和４(2022)年には、「ジャカルタ宣言」により同取り組みの更なる１０年延長が決議されています。令和６年(2024)年には同宣言を効果的に実施するため、実施運営ガイドラインが発行され、令和７(2025)年に作業部会第１回会合が開催されました。

（２）国の動向

昭和４５(1970)年に我が国の障がい者施策の基本的な法律として心身障害者基本法が成立しました。さらに、昭和５６(1981)年の「国際障害者年」を受けて、初の長期計画を策定し、障がい者福祉が推進されました。

また、「国際障害者年」を記念し、１２月９日を「障害者の日」と定め、平成１６(2004)年の障害者基本法の改正により、毎年１２月３日から９日までの１週間を「障害者週間」として改め、現在もなお国民に広く障がい者福祉について関心と理解を深めるため取組を進めています。

平成２(1990)年の福祉関係８法の改正では、保護救済型から自立支援型の福祉への転換の方向性が示され、平成５(1993)年には、心身障害者基本法が障害者基本法に改められ、障がい者の「完全参加と平等」を目指すとともに、法律の対象となる障がいに「精神障害」が含まれました。

そして、平成７(1995)年の障害者プランや平成１２(2000)年の介護保険法の施行等を経て、平成１５(2003)年には、障がい者自らが契約により福祉サービスを利用することができる支援費制度が導入されました。さらに、平成１８(2006)年に障害者自立支援法が施行されたことにより、３障害一元化とサービスを自ら選択する仕組みが確立され、障がい者施策が大きく転換することになりました。

また、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成２３(2011)年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義の見直しや合理的配慮の概念が盛り込まれました。

平成２５(2013)年からは、障害者自立支援法に代わる法律として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行されました。この法律では、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、社会的障壁が除かれるよう総合的に行わなければならない旨が基本理念として掲げられ、平成２８(2016)年施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。)」では、令和３(2021)年の改正を経て、令和６(2024)年４月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

この他、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）など、障がい者施策に関する数多くの法律が施行されているとともに、障害者総合支援法においては、３年を目途として、障害福祉サービスの在り方について検討し、障がい者のニーズにきめ細かく対応するため必要な措置を講じています。

（３）神奈川県の動向

神奈川県は、昭和５６(1981)年、「国際障害者年」を契機に障害福祉長期行動計画を策定、平成６(1994)年には、第二次障害福祉長期行動計画を策定し、「障害福祉の協調・方向」、「人権の尊重」、「生活の質の向上」、「ノーマライゼーションとインクルージョン」を基本理念に、１０年間を計画期間として障がい者福祉に取り組んできました。

平成１６(2004)年に策定されたかながわ障害者計画では、障がい者の自立と社会参加の推進及び生活力を高めるための新たな支援等を重点的施策としました。また、平成１８(2006)年に施行された障害者自立支援法を踏まえて、これまで以上に障がい者の地域生活支援に焦点を当て、かながわ障害者計画を具体化する施策の方向性を明確にし、かながわらしい施策を展開するために、かながわの障害福祉グランドデザインを策定しました。

その後、平成２５(2013)年度にかながわ障害者計画が改定され、障がいの有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指してきました。

しかし、平成２８(2016)年７月２６日、県内の障害者支援施設において、入所者１９人の生命が奪われるという社会を震かんさせる痛ましい事件が発生しました。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられています。このような事件が二度と繰り返されないよう、神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。平成２９(2017)年度からは、事件が発生した日を含む月曜日から日曜日までの１週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」として定め、共生社会の実現に向けて、様々な広報活動に取り組んでいます。

令和４(2022)年には、神奈川県障がい福祉計画を改定し、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス事業等の提供体制の確保を目指した施策を展開しています。

また、同年、これまでの施策を通して、障がい者一人一人の立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが「当事者目線の障がい福祉」であると考えたことから、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を令和５(2023)年に施行し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現を推し進めています。

さらに、令和６(2024)年には、当事者目線の障害福祉推進条例の趣旨を盛り込むとともに、「障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）」を包含した、神奈川県の障がい福祉に関する様々な施策を網羅した唯一の計画として、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定し、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、障がい福祉の推進に取り組んでいます。

（４）本市の動向

本市では、障がい者福祉を計画的・総合的に推進するために、平成１０(1998)年に厚木市障害者福祉計画（第１期）を策定しました。平成１８(2006)年に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、平成１９(2007)年に同法に基づく厚木市障害福祉計画（第１期）を策定し、障がい者の自立した地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定し、障害福祉サービスを計画的に提供できるよう取り組んできました。

平成３０(2018)年の厚木市障害者福祉計画（第５期）の策定に当たっては、障がい者のニーズや障がい福祉を取り巻く変化に的確に対応するため、計画期間を障害福祉計画に合わせ、これまでの５年から３年に変更しました。内容についても、将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」と定め、地域における共生のまちづくりを推進してきました。

令和２(2020)年には、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症が多くの人々の生命と暮らしに多大な影響を与え、新しい生活様式が求められるなど、障がい者を取り巻く環境も大きく変化することを余儀なくされました。

そのような中、令和３(2021)年の同計画（第６期）では、新たな生活様式を踏まえた支援体制の構築を図るとともに、重症心身障がい、重度の自閉症、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする方に対するサービス提供体制の構築や、障がい児とその家族に対する継続的な相談支援の提供促進など、障がい者の地域生活を支えるサービス基盤整備を目指した取組のほか、障がい者本人の立場に則した意思決定支援の実施や成年後見制度の普及啓発を含めた障がい者の権利擁護等を推進しました。

そして、令和６(2024)年の同計画（第７期）では、新たな生活様式と調和しつつ、新型コロナウイルス感染症拡大以前の障がい者の日常生活や活動の再興を併せて図るとともに、地域課題の解消に向け、障がい者理解の更なる促進、障がい者が活躍する社会の推進や地域をつなぐネットワークの構築等を盛り込み、誰もが自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることのできる地域包括ケア社会を目指して施策を推進してきました。

本計画（第８期）では、これまでの将来像である地域包括ケア社会の実現を継承するとともに、「すべての人がともに生きるまちづくり」を基本理念とし、誰もが障がいを身近なものとして理解し、障がい者が自分らしく生きることができる「ともに生きるまち」の実現を目指し、誰も排除されない社会環境と多様なニーズにきめ細かく対応する支援体制の推進を目的とし、新たな計画として策定することとしました。

最近の障がい福祉施策に関する主な法律の施行等

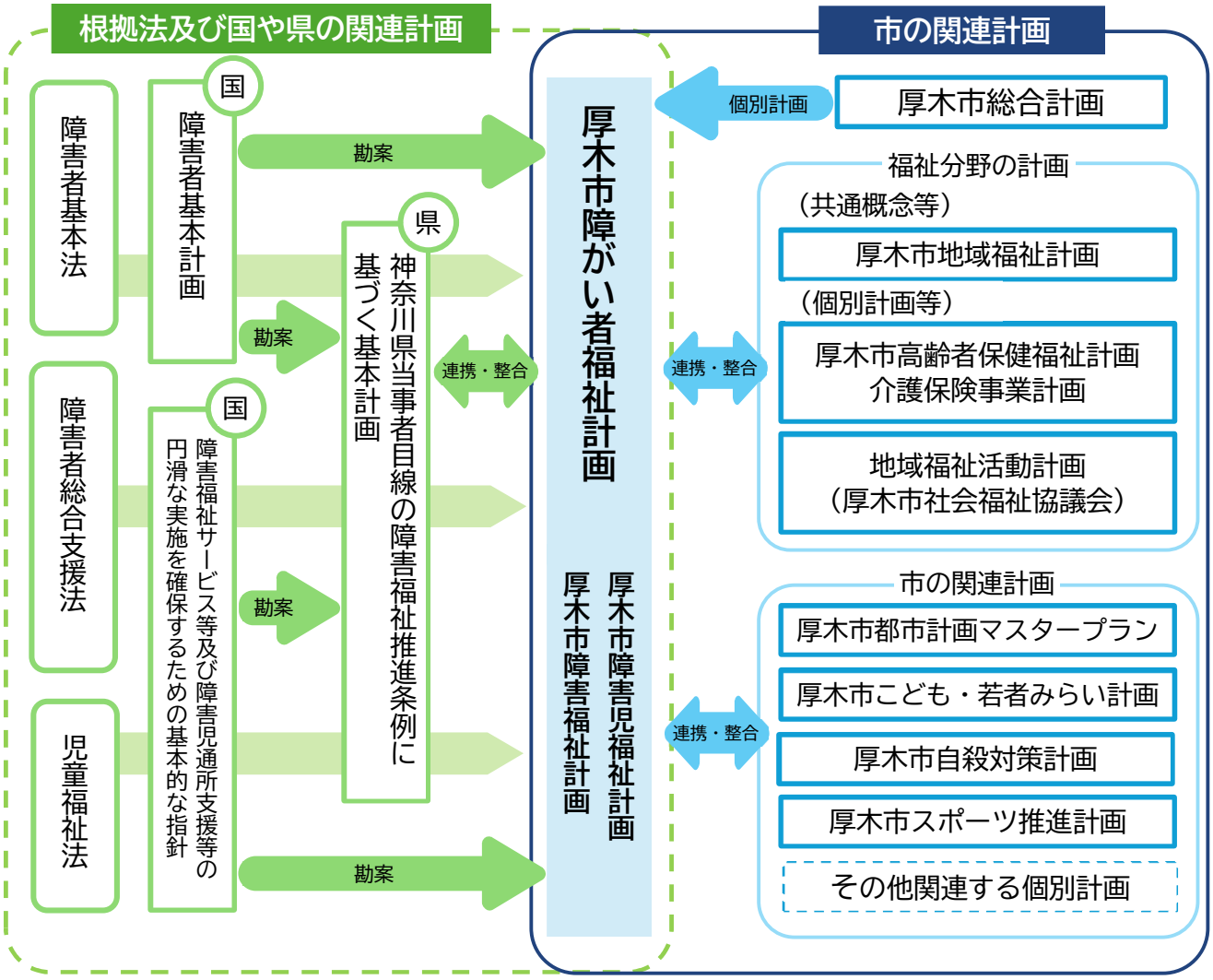
年		法律の名称	内容
令和６年	2024年	「児童福祉法の一部を改正する法律」施行	障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化について規定
令和７年	2025年	「手話に関する施策の推進に関する法律」施行	手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務について規定
		「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」施行	要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備、居住安定援助賃貸住宅の認定制度の創設について規定
		「スポーツ基本法の一部を改正する法律」施行	障がい者が自主的かつ積極的にスポーツができるよう必要な配慮をするとともに、スポーツによる共生社会の推進について規定
		「災害対策基本法等の一部を改正する法律」施行	災害救助法及び災害対策基本法における救助の種類に「福祉サービスの提供」を規定
令和８年	2026年	「高次脳機能障害者支援法」施行	高次脳機能障害者への専門的な支援体制の整備、医療・福祉等の連携強化や支援体制の構築について規定
令和９年	2027年	「社会福祉法等の一部を改正する法律」施行予定	地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保及び定着支援、支援基盤の強化等について規定
		「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」施行予定	成人期を含む切れ目ない支援体制の構築、重症心身障害者やその家族への支援充実について規定

※　「法律の名称」では、法律の正式名称を記載しています。

2 計画の位置付けと性格

障がい者福祉計画は、障害者基本法第１１条第３項に規定する市町村障害者計画で、厚木市総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第３３条の２０第１項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としており、目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、障がい者理解の促進を重点に、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を進め、**「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」**とします。



ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の取組

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、平成１３（2001）年に策定されたＭＤＧｓ（ミレニアム開発目標）の後継として、平成２７（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された令和１２（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和１２（2030）年を年限とする１７の国際目標が定められています。

本計画でも、ＳＤＧｓの目標達成に向けた障がい福祉の取組を推進します。



出典　国際連合広報センター

本計画で取り組むべきSDGsの目標



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



人や国の不平等をなくそう

国内及び各国間の不平等を是正する。



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典　外務省「持続可能な開発のための２０３０アジェンダと日本の取組」（平成２９（2017）年３月）から抜粋

3 計画の期間

令和２２(2040)年には、団塊ジュニア世代が６５歳を迎えます。さらに、市の将来の人口規模の展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン（令和７(2025)年１０月改定)」では、令和３２(2050)年に本市において高齢者人口がピークを迎えるとされています。

また、少子高齢化の進展は、障がい者福祉の分野においても大きな影響を与えています。障がい者自身の高齢化に加え、これまで生活を支えてきた家族の高齢化、親亡き後の相談・生活支援や、障がい福祉が複合化した課題等、問題の複雑化・複合化が見られ、その対応が求められています。

本計画は、この様な社会の到来を見据え、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、障がい者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、令和９(2027)年度から令和１１(2029)年度までの３箇年計画とします。

なお、計画期間中に法制度等の変更があった場合は、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間

年度 / 関連諸計画	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度	令和１２(2030)年度	令和１３(2031)年度	令和１４(2032)年度
第１１次厚木市総合計画	長期ビジョン						
	第１期アクションプラン					第２期アクションプラン	
厚木市地域福祉計画	第６期計画（３年）	第７期計画（６年）〔成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画を包含〕					
厚木市高齢者保健福祉計画	第９期計画（３年）	第１０期計画（３年）〔認知症施策推進計画を包含〕			第１１期計画		
厚木市障がい者福祉計画	第７期計画（３年）	**第８期計画（３年）**			第９期計画		

4 計画の対象者

本計画の対象者は、障がい者はもちろんのこと、事業所、各種団体、地域住民や行政など、障がい者に関わる全ての人々を対象としています。

本計画における「障がい者」の対象者は、障害者基本法第２条の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」とします。

また、発達障害者支援法に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」、高次脳機能障害者支援法に規定する高次脳機能障がいや、難病（治療方法が確立していない疾病等）により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。

なお、児童福祉法第４条では、１８歳未満の障がい者を障がい児と規定していますが、本計画においては、対象が１８歳未満の障がい者に限定しているところは「障がい児」と表記し、その他のところは年齢の区別なく「障がい者」と表記させていただきます。

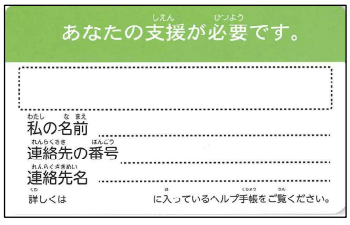
ヘルプマーク（カード）について

ヘルプマーク（カード）とは、障がい者を含め、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が携帯し、日常生活や災害時等に周囲の方に援助や配慮をお願いするためのものです。

福祉分野の計画では、これら配慮等を必要としている方が自分らしい生活を送れるよう環境の整備を進めています。ヘルプカードを持っている方が困っていたら、声をかけたり、優しく見守るなど、思いやりのある行動をお願いします。



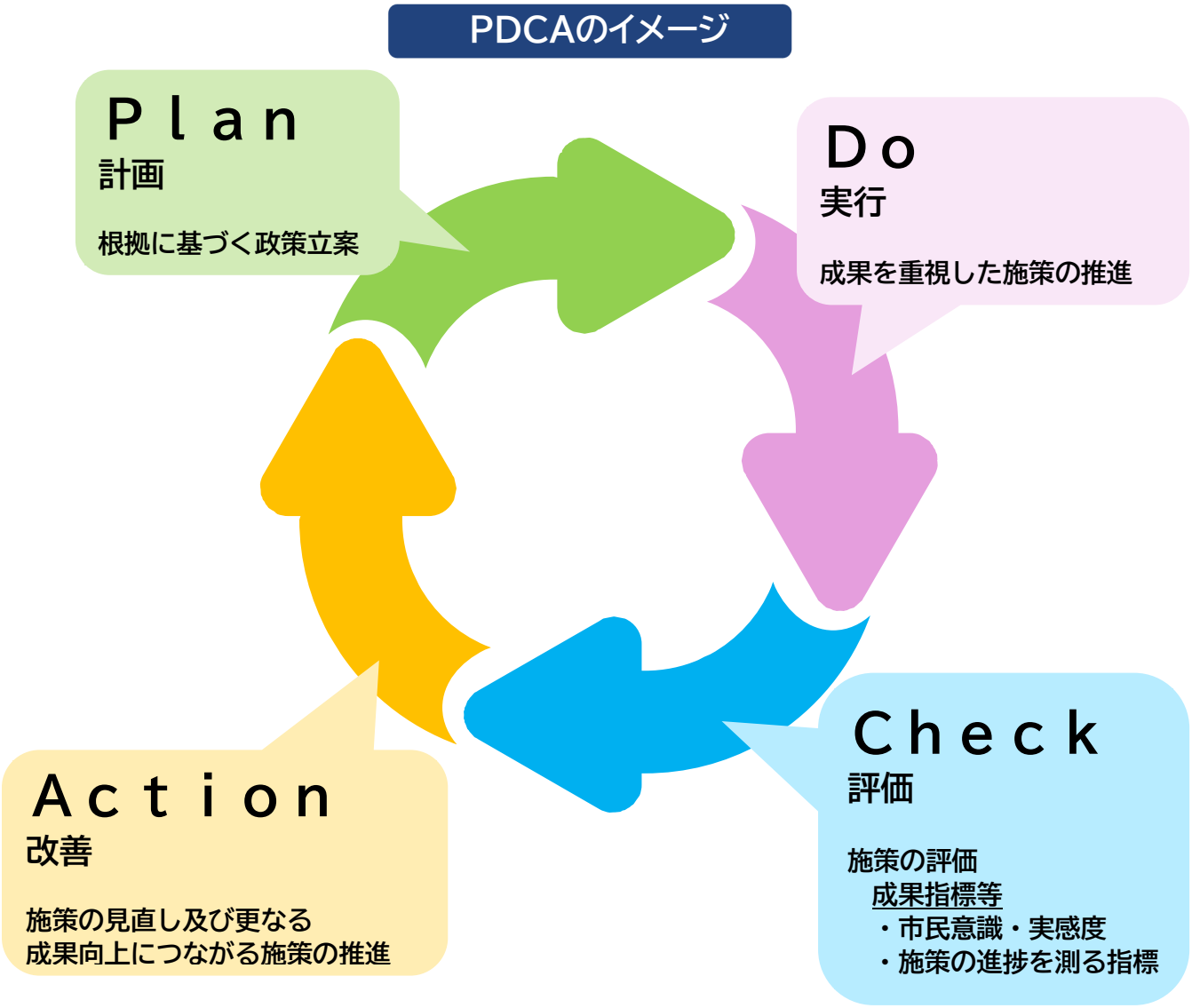




5 進行管理

地域包括ケア社会の実現のため、「第４章　施策の展開」における各施策について、ＰＤＣＡを活用し、効果的・効率的な取組を推進します。

施策の効果を的確に把握するため、各施策において指標を設定し、指標の目標に対する達成状況について評価を行い、施策の効果の向上を図ります。



6 計画の推進体制

本計画は、本市における障がい者福祉の基本的な計画として、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

（1）保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

（2）地域包括ケア推進会議

中長期的視点を踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行うため、医療、介護、福祉の分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成した地域包括ケア推進会議を設置しています。

本市の地域包括ケア社会の実現に向けて、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的としています。

（3）障害者協議会

本市では、障がい者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障害者協議会を設置しています。

この協議会では、障がい者の社会参加の機会や地域社会での共生を妨げる社会的障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の関係機関との連携体制の整備を図るための協議を行います。

（４）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる団体です。

（５）権利擁護支援センターあゆさぽ

障がい者等が安心して地域生活を送ることができるようにするため、中核機関として、権利擁護の普及啓発を進め、厚木市成年後見制度利用促進協議会の事務局を担い、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築しています。日常的に本人を見守るチームの支援や、地域連携ネットワークの計画的な強化に努めています。

（６）障がい者基幹相談支援センターゆいはあと

相談支援体制の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターとして、地域の障がい者相談支援センター、相談支援事業所や地域包括支援センター等と情報を共有し連携します。

また、障害者協議会の事務局として、地域課題の解決を図ります。

（７）地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体、医療・介護関係者などは、行政の大切なパートナーです。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。地域の障がい者相談支援センターや地域包括支援センターを中心に、その地域に応じた実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有し、課題解決できるよう行政としても働きかけていきます。

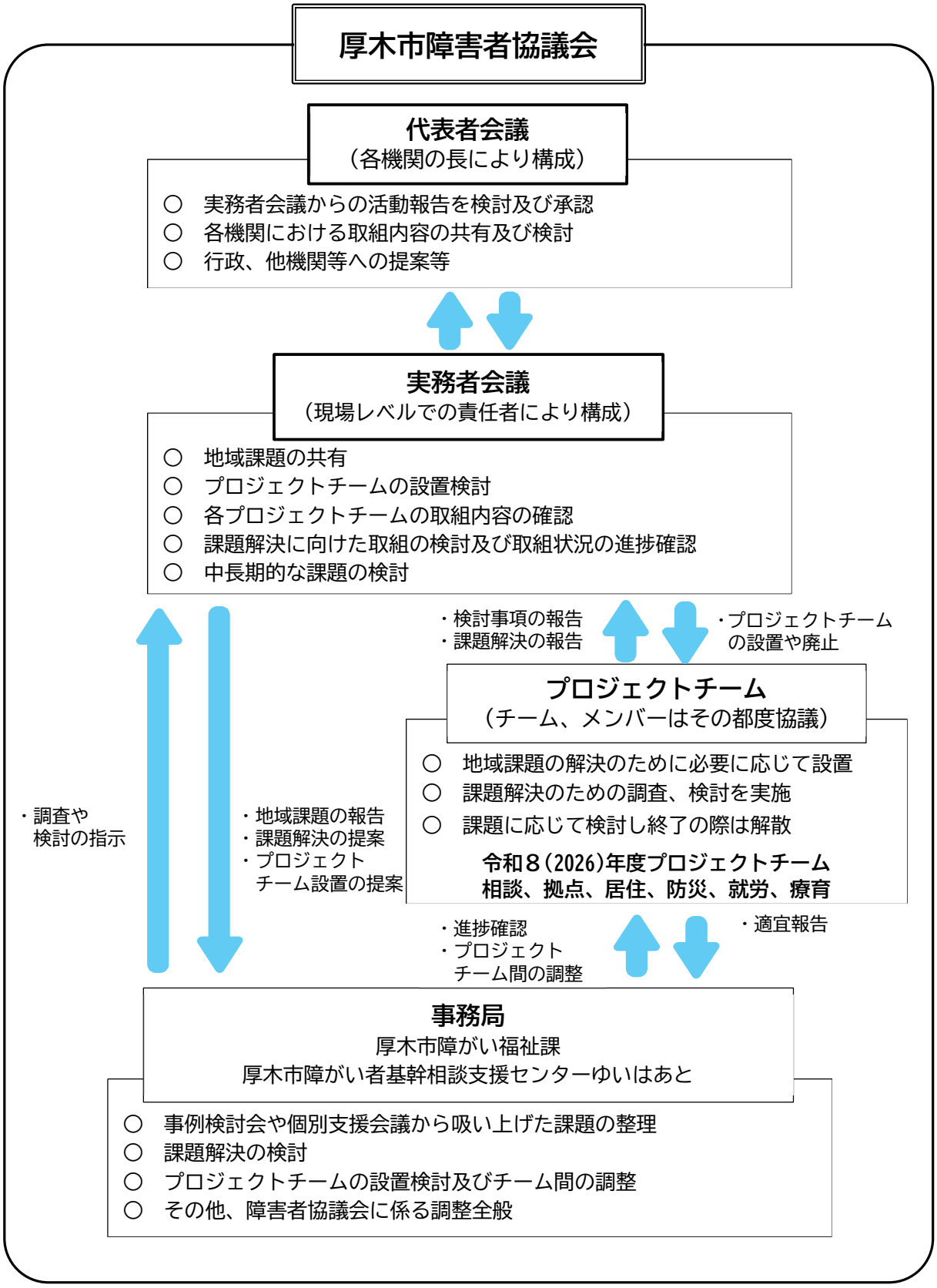
（８）国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

また、障がい者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

障害者協議会の組織図

行政、民間事業者、当事者など障がいに関わる人々が対等の立場に立ち、事例検討、意見交換及び情報共有を行う場です。様々な地域の課題に柔軟に対応できるよう、障害者協議会を活用し課題解決に向けた取組を推進していきます。



第2章
本市の状況

1　本市の人口の状況

2　障がい者人口の状況

3　厚木市障がい福祉基礎調査

1 本市の人口の状況

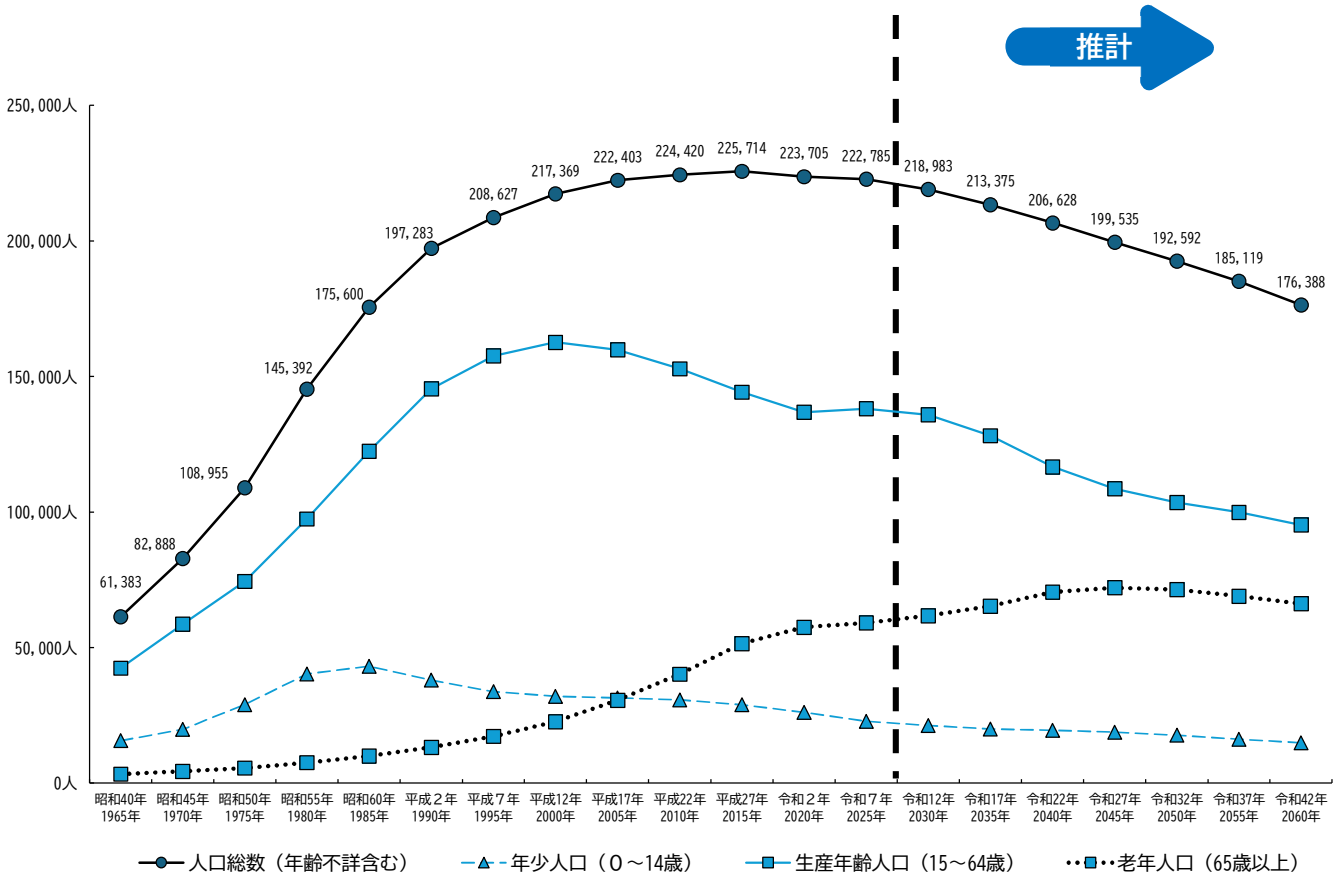
（1）人口の状況

人口総数は令和７(2025)年の国勢調査において、前回調査を下回る222,785人となり、令和２(2020）年調査以降は減少傾向となっています。

年少人口(０～１４歳）は昭和６０(1985)年以降緩やかに減少し、平成１７(2005)年に老年人口(６５歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口(１５～６４歳）は平成１２(2000)年以降減少に転じていますが、老年人口(６５歳以上）は一貫して増加を続けています。

厚木市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇、２０歳代・３０歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。

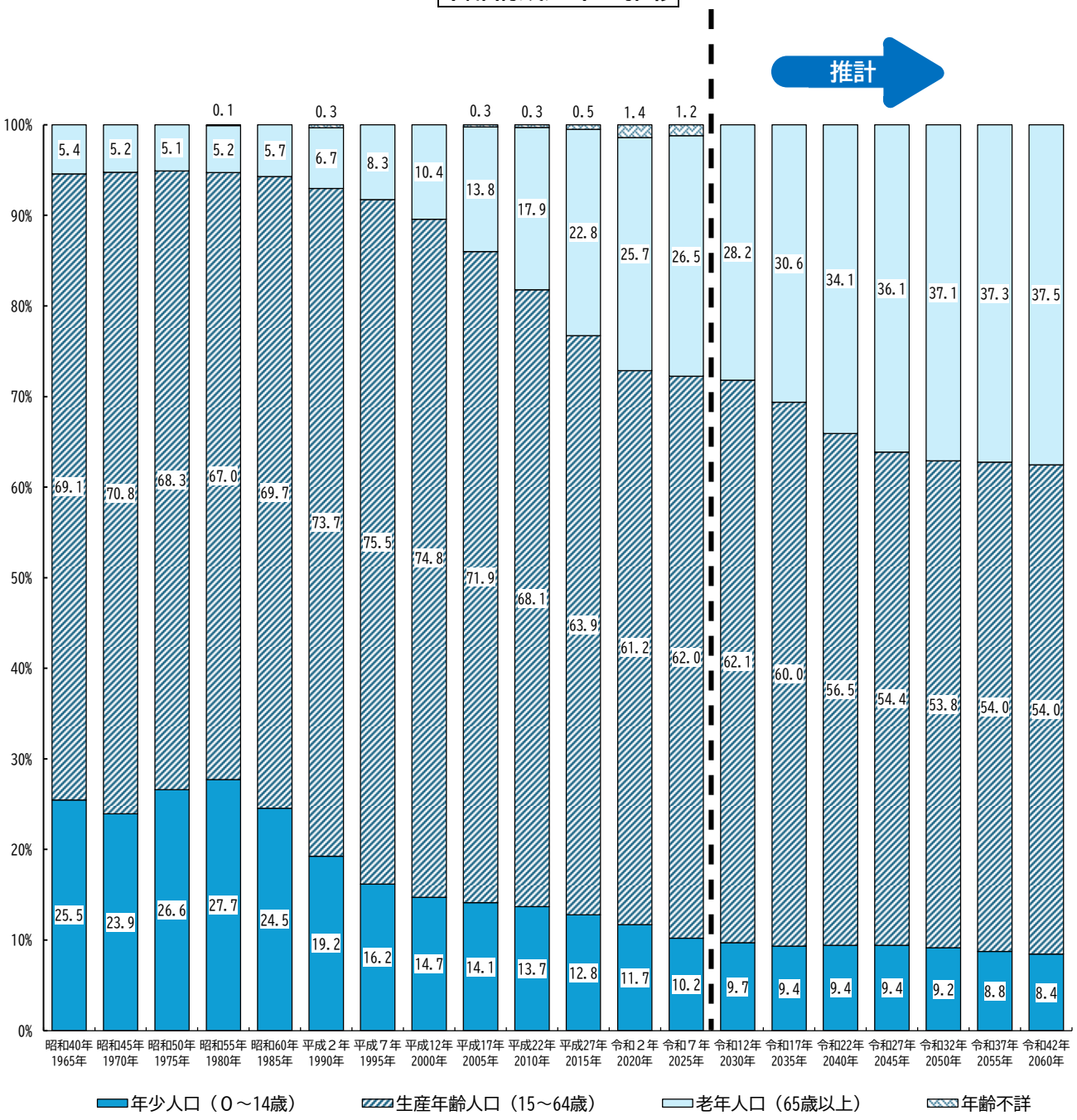
年齢階層別人口の推移



資料　総務省「国勢調査」(各年)

※　令和１２年以降の推計については、「厚木市人口ビジョン（令和７(2025)年１０月改定)」

年齢構成比率の推計



資料　総務省「国勢調査」（各年）

※　令和１２年以降の推計については、「厚木市人口ビジョン（令和７(2025)年１０月改定)」

2 障がい者人口の状況

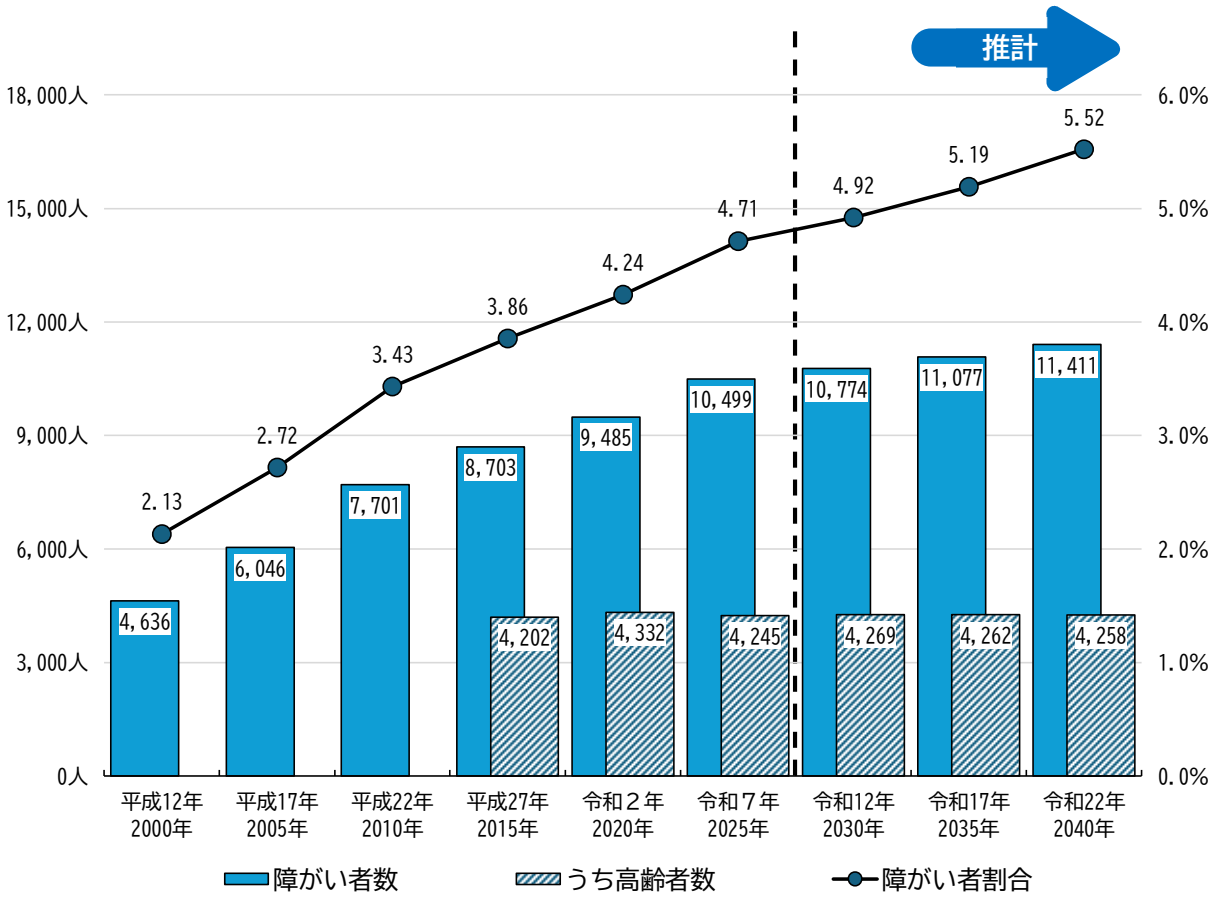
（１）障がい者人口の状況（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和１２(2030)年では、平成１２(2000)年からの３０年間で約２．３倍になると推計しています。

また、令和７(2025)年には、障がい者人口における高齢者の割合は４割以上を占めていますが、以降、その割合は減少傾向にあります。

なお、「厚木市人口ビジョン」における将来展望によると、市の総人口は令和７(2025)年以降も減少が続くと推計していますが、これに対し、障がい者の人口割合は増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年１０月１日現在（平成１２(2000)年は、４月１日現在）

※　障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。

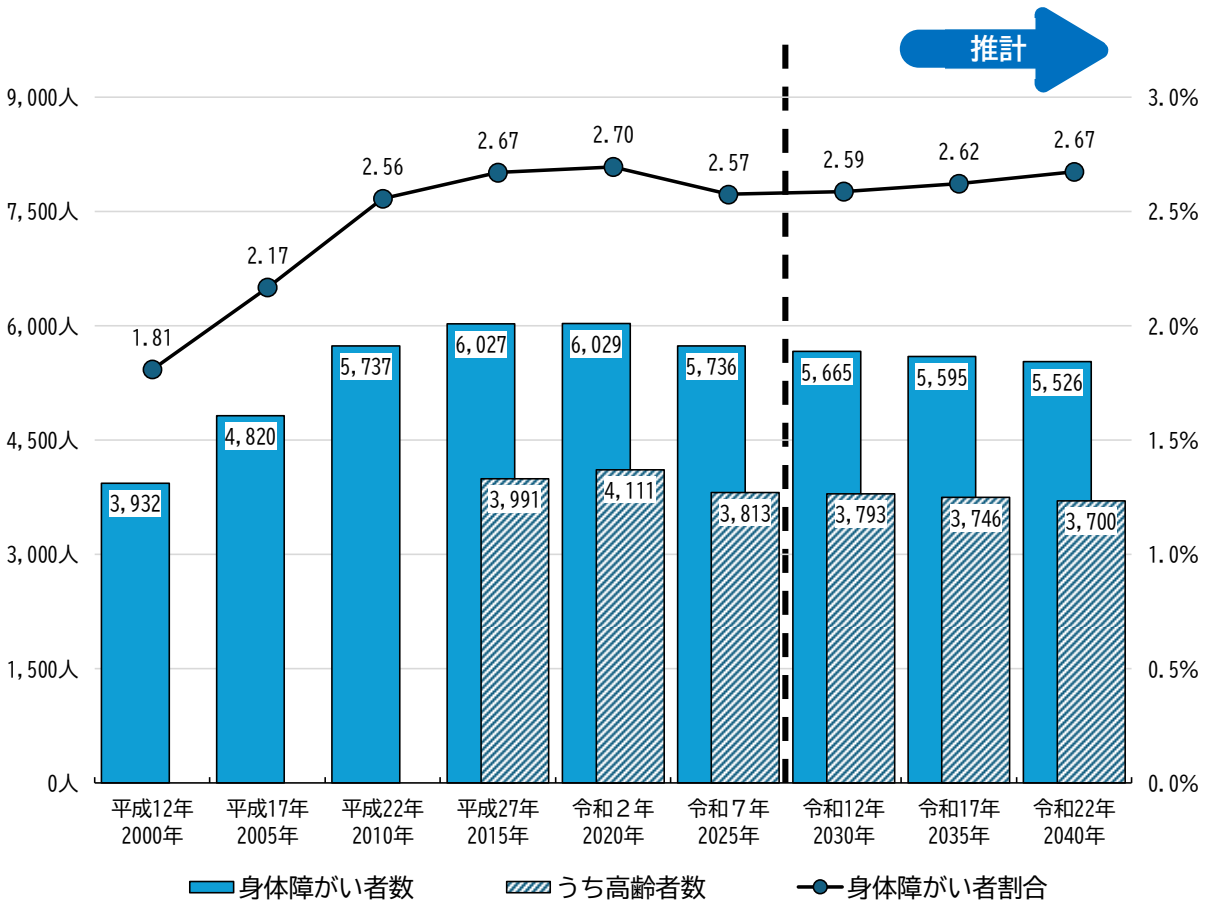
※　障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

（２）身体障がい者の状況（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けていましたが、令和７年度から減少傾向に転じています。

しかし、「厚木市障がい者数統計」において、令和２(2020)年以降から僅かではありますが、身体障がい者の高齢者（６５歳以上）の数が減少傾向に転じていることからも、令和１２(2030)年の身体障がい者数は減少に転じると想定されます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年１０月１日現在（平成１２(2000)年は、４月１日現在）

※　身体障がい者数は、身体障害者手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

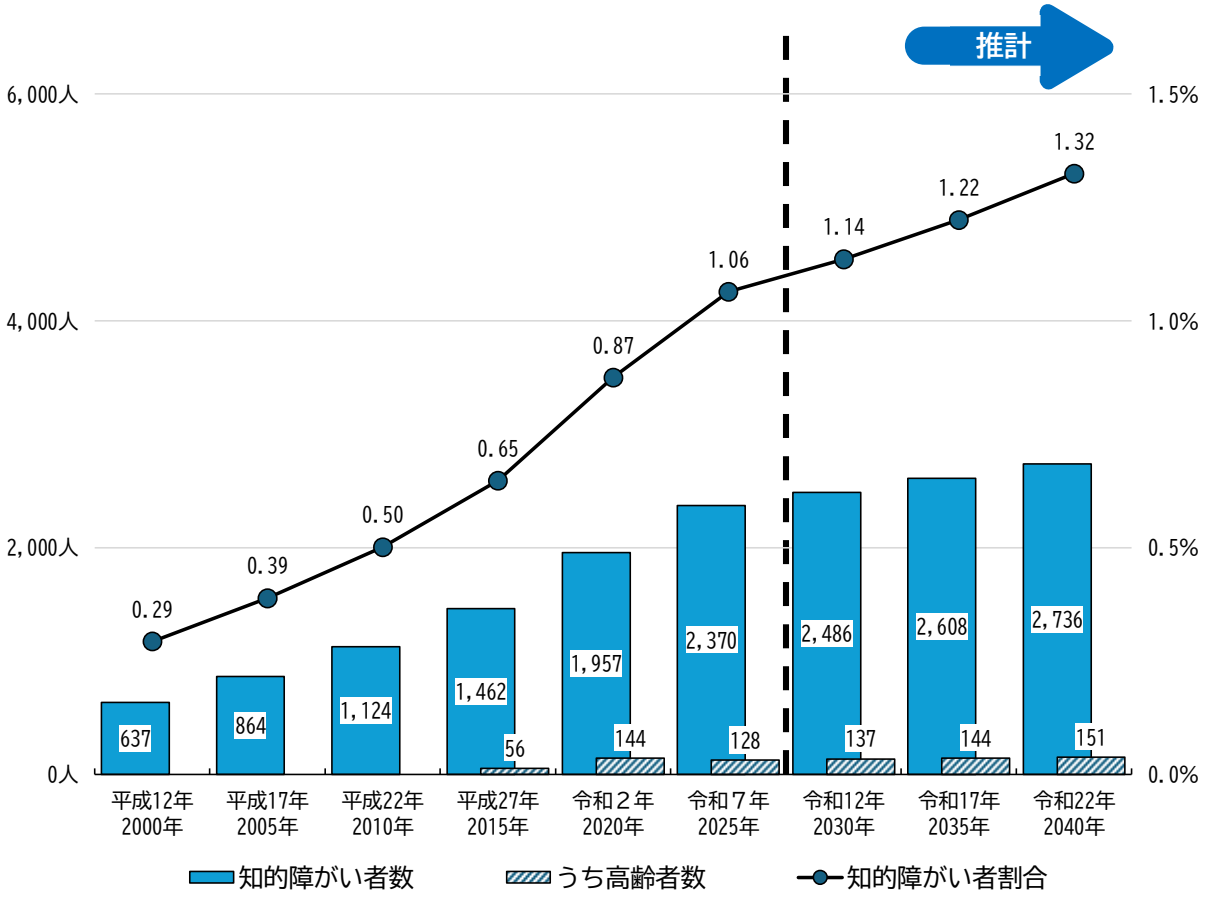
※　身体障害者手帳は、身体障害者福祉法が定める身体障がいの種類や程度に該当し、その障がいが一定以上持続する場合に所持する手帳です。

（３）知的障がい者の状況（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は、１８歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層の加齢とともに、また新たに取得する人が加わることで、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年１０月１日現在（平成１２(2000)年は、４月１日現在）

※　知的障がい者数は、療育手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※　療育手帳は、神奈川県が知的障がいと判定した場合に所持する手帳ですが、知的障がいと判定を受けた方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

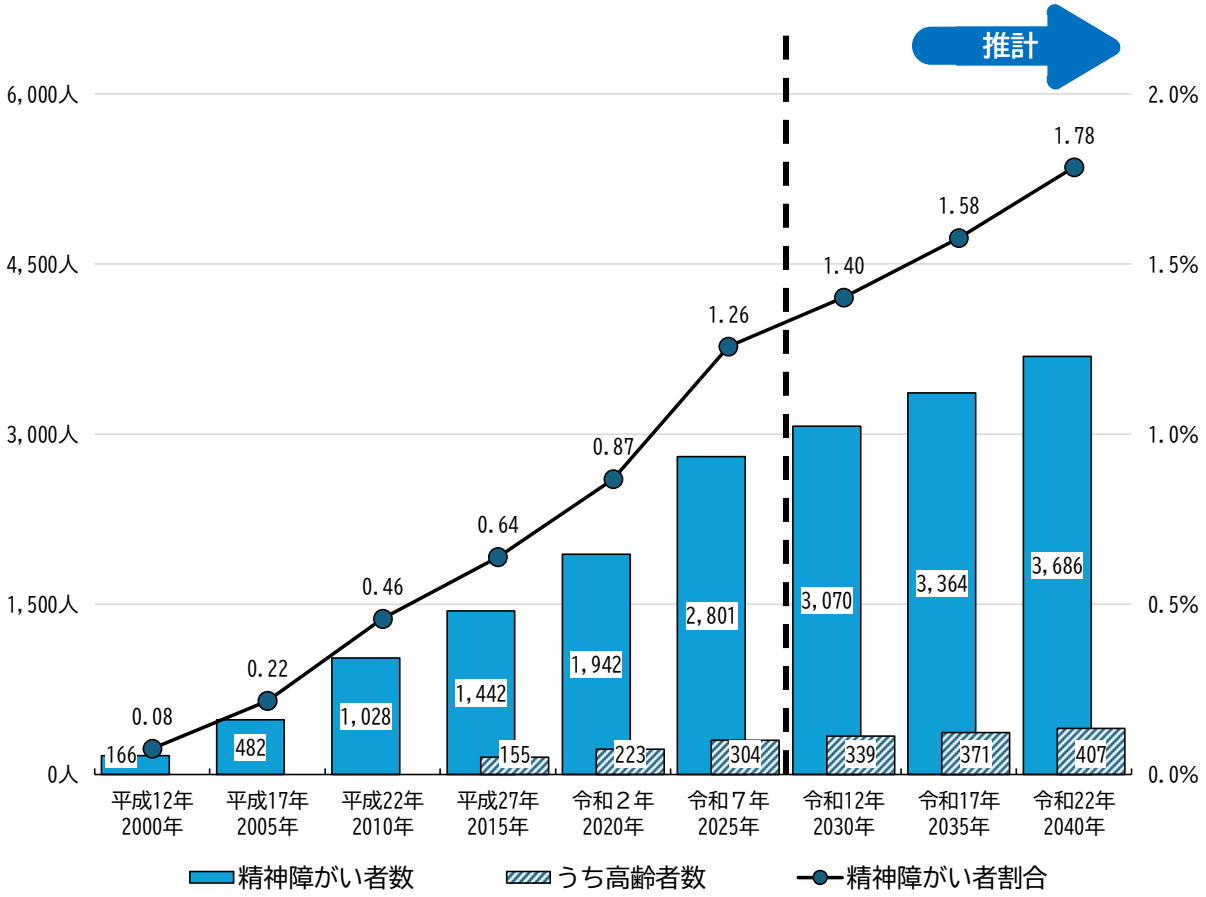
（４）精神障がい者の状況（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患にり患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。

今後は、精神障がい者にも対応した地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービス等を利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年１０月１日現在（平成１２(2000)年は、４月１日現在）

※　精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数
（他の障がいとの重複の人数を含む。）

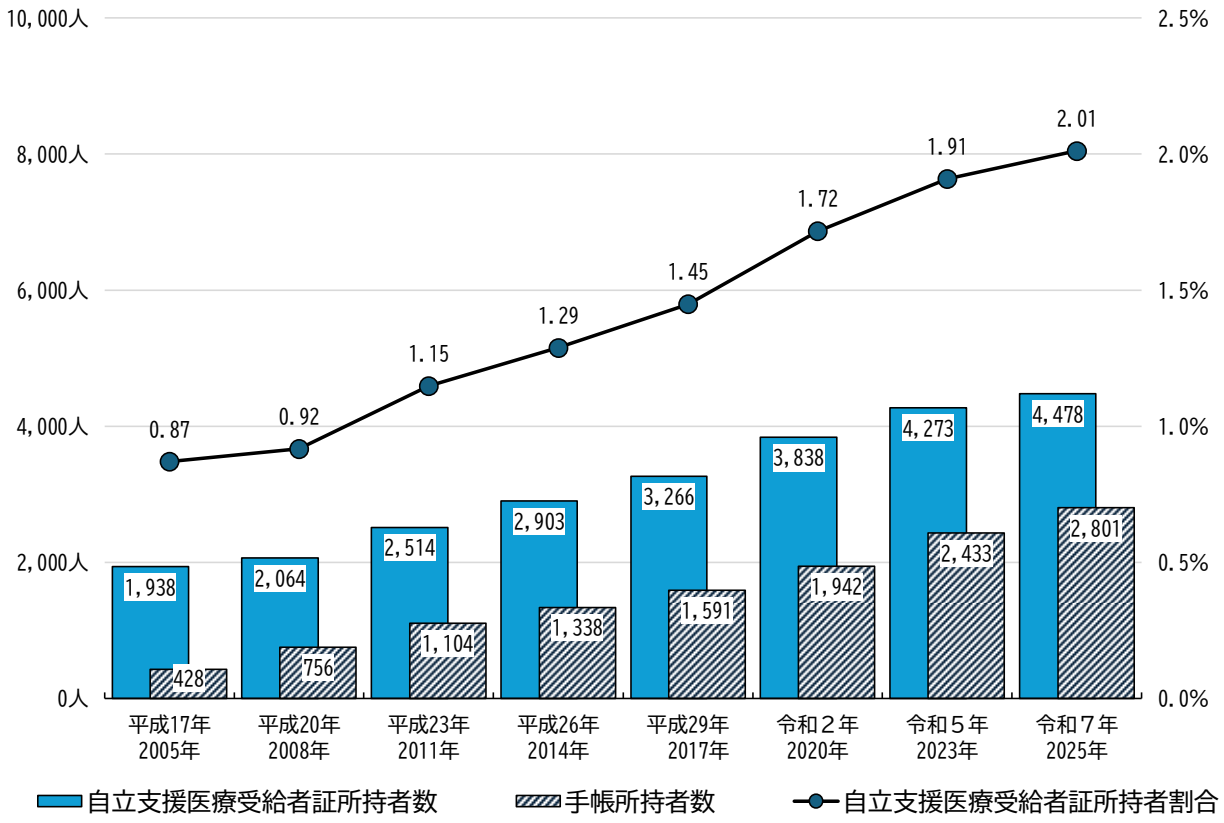
※　精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持する手帳ですが、精神疾患にり患している方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

（５）自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患を有する方が、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に受けられる制度です。自立支援医療（精神通院医療）受給者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

令和７(2025)年の精神障害者保健福祉手帳所持者は、２,８０１人となっていますが、自立支援医療（精神通院医療）受給者は、４,４７８人と約１.６倍となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　各年１０月１日現在（平成１２(2000)年は、４月１日現在）

※　自立支援医療（精神通院医療）は、精神保健福祉法が定める精神疾患の治療のため、通院による医療を継続的に必要とする場合に利用できる公費負担医療制度の１つであり、自立支援医療（精神通院医療）を受けている方が必ずしも手帳を所持しているとは限りません。

（６）障がい児の状況

障がい児は、１８歳未満の市内人口２８，７４９人のうち１，４４１人（５．０％）となっています。障がい種別にみると知的障がい児が最も多くなっていますが、障がいの手帳を取得するのではなく、発達の遅れ等により、病院等における意見書を用いて障害児通所支援を利用している人もいます。

障がい児の状況

令和８(2026)年４月１日現在　単位：人

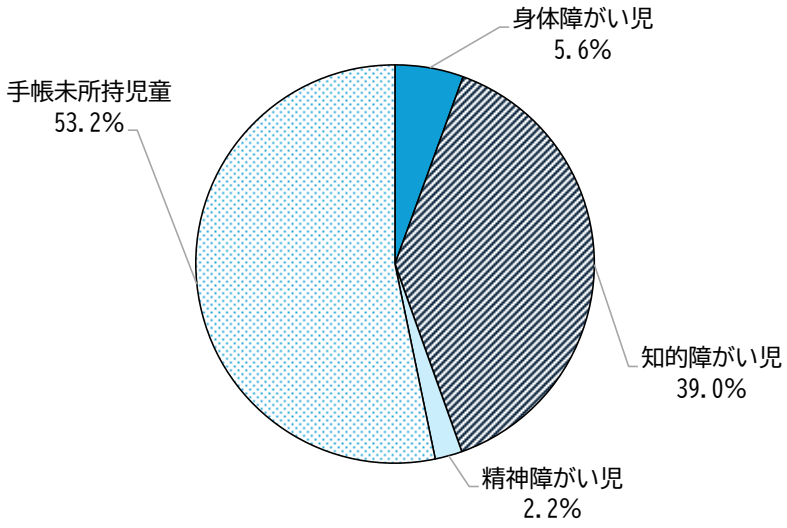
身体障がい児	知的障がい児	精神障がい児	手帳未所持児童	**合計**
８０	５６２	３２	７６７	**１，４４１**

資料　厚木市障がい者数統計

※　身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者（他の障がいとの重複の人数を含む。）と児童通所支援支給決定者（手帳未所持者）の合計

※　手帳未所持者は、児童通所支援支給決定者で手帳を所持していない児童

※　重複を除いた障がい児の人数は●人



3 厚木市障がい福祉基礎調査結果

令和７(2025)年度において、市内にお住いの障がい者や障害福祉サービス等を提供している事業者等を対象に、障がい者が地域で暮らしていく上での課題やニーズを的確に把握するために当該調査を行いました。

（１）市民編における主な課題

ア　障がい者理解の不足

「障がいの理解不足」が根強い課題であることが明らかになっています。特に、精神や高次脳機能障がいなどの「目に見えない障がい」については、理解の不足を感じる障がい者の割合が高く、保育所、学校や職場での理解の不足や差別的な扱いも依然として存在しています。

イ　日常生活と地域社会との繋がり

多くの障がい者の生活は家族や介助者の支援に依存しており、特に、高齢化に伴う介助者不在等の緊急事態の対応や、将来を見据えた支援が必要です。

また、住居環境や公共交通の不便さ、商業施設の不足も外出時の困難さを増大させ、社会参加の障壁となっています。さらに、一人暮らしの障がい者等が地域で孤立しないための地域交流の促進や居場所の充実が求められています。

ウ　就労支援と差別の解消

ほとんどが就労は困難と感じている中、一定数に就労の意欲の高さを感じますが、障がい理解の不足や職場での配慮の欠如が就労の継続の妨げになる恐れがあることから、企業側の理解促進が重要です。

エ　福祉サービスの利用促進と充実

訪問系サービスや日中活動系サービスは一定の満足度がある一方で、居宅介護や移動支援など特定のサービスに対する不満も見られます。特に、移動支援の需要は高いものの、提供体制が不足している現状であり、制度の見直しと利用促進が急務です。

また、手帳所持者やサービス利用者においては、共同生活援助や施設入所サービスの不足感が顕著で、サービスの充実が求められています。

オ　防災・災害時の支援体制

災害時の避難に関する不安が多く、特に、避難所生活の困難さや自宅避難の必要性が指摘されています。避難所だけではなく、在宅避難期間の支援・準備も含め、幅広い防災対策が求められています。

（２）事業者編における主な課題

ア　受け入れ可能状況の限界

重度訪問介護や施設入所、移動支援では受け入れ困難な事業者が多く、療養介護や自立訓練、保育所等訪問支援も地域資源が限られており、調達困難な状態です。

新規利用希望への受け入れが困難なケースも見られ、利用者ニーズに対する供給不足が明確です。

イ　経営状況の現状

赤字となった事業所は４１．２%に増加しています。赤字の主因は、人件費の増加や光熱費高騰に起因し、事業支出における人件費の割合も他業種と比べ高い状況です。

ウ　職員の雇用と人手不足

正社員割合は４６．５%と高くなっているものの、パート職員の増加傾向が続いています。

経験年数３年未満の職員割合が伸びている一方、退職者も増加傾向で、特に、過半数の事業者で退職者発生が報告されています。職員の不足は約７５%の事業所が感じており、人材の確保が大きな課題です。

エ　事業展開における課題

資格取得支援や勤務条件の改善を行う事業所が増加し、新規人材確保のため「障がい福祉の魅力発信」や「金銭的補助」も重視されています。

ＩＣＴ活用による業務効率化は８２．２%の事業所が効率化に至ったと実感していますが、全体的な省力化ツールの普及は限定的です。

最大の課題は「新たな職員確保の難しさ」と「支援以外の事務負担」で、加えて人件費増加が赤字の大きな要因となっています。

オ　その他障がい福祉施策等

障がい者理解の深化のために必要なこととして、学校教育の充実や共生社会の推進が重要視されています。

また、地域生活支援拠点等の役割について、緊急時の２４時間対応体制や専門的支援の提供が求められています。地域移行におけるグループホームの受け皿不足や費用負担の重さも課題です。

第３章
計画の目指す姿と全体像

１　将来像

２　基本理念

３　基本目標

４　計画の体系

1 将来像

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化による、核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

こうした中、地域・家庭等における支え合いの基盤を再構築することが不可欠です。自助、互助、共助、公助を担う全ての人がつながり、それぞれが認め合い、支え合うことで、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる社会を目指していく必要があります。

現在、８０５０問題、ダブルケア、こどもの貧困やヤングケアラーなど、住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。さらに、社会的孤立やひきこもりといった制度の狭間の課題、犯罪・非行をした人の社会復帰支援など、従来の個別的な体制では対応が難しいケースも増加しており、より多角的・包括的な支援が求められています。

そこで本計画では、生活上の困難を抱える障がい者や高齢者、こどもなども含め、地域住民による支え合いと公的支援が連動して地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築します。これにより、切れ目のない支援による地域共生社会の実現と、地域包括ケアシステムの更なる進化を図っていきます。

以上の背景を踏まえ、団塊ジュニア世代が６５歳を迎える令和２２(2040)年を見据え、本市の目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」と定めます。

将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

2 基本理念

障がいのある人やその家族を取り巻く環境が大きく変化し、課題が複雑化・複合化する中、誰もが住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続ける体制を整えることが、これまで以上に重要となっています。

そのためには、身近な地域において障がいに対する理解とお互いに個性を尊重し合えるとともに、障がいのある人が自立した主体として自分らしい生き方を決定できるよう、地域全体で支えていかなければなりません。

すべての人が孤立することなく、互いに認め合い、共に支え合いながら暮らせる地域包括ケア社会の輪を広げていくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

これらのことを踏まえ、本市の基本理念を「すべての人がともに生きるまちづくり」と定めます。

基本理念
すべての人がともに生きるまちづくり

3 基本目標

本計画は、基本理念として掲げた「すべての人がともに生きるまちづくり」を具現化するため、次の３つの基本目標を設定します。

基本目標　1
お互いに理解し、認め合い、個性を尊重し合えるまち
基本目標　2
自分らしく生きることができるまち
基本目標　3
地域で支え合う共生のまち

4 計画の体系

将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

基本理念

すべての人がともに生きるまちづくり

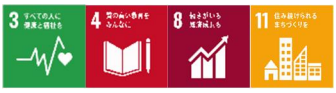
基本目標

関連するSDGs



基本目標１
お互いに理解し、認め合い、
個性を尊重し合えるまち

関連するSDGs



基本目標２
自分らしく生きることが
できるまち

関連するSDGs



基本目標３
地域で支え合う共生のまち

本計画で取り組むべきＳＤＧｓの目標



施策の方向	達成された姿
1　障がい者理解の促進	障がいへの理解が深まり、誰もがお互いを認め合い、尊重されている。
2　交流・ふれあいの推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に交流し、共生している。
3　ユニバーサルデザインの推進	誰もが平等に利用できる環境が整っており、安心して生活ができている。
4　権利擁護の推進	誰もが人権を尊重され、自分らしい生活を送ることができている。
5　相談支援体制の充実	困ったときにすぐに相談でき、誰もが将来にわたりサポートを受けることができる体制が整っている。
6　一貫した療育支援体制の確立	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
7　就労支援の充実	一人一人に合った就労支援により、やりがいをもって働くことができている。
8　居住支援と健康づくりの推進	可能な限り、住み慣れた地域で安心して地域で暮らし続けることができている。
9　社会参加の促進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
10　日常生活を支えるサービス提供体制の推進	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
11　地域防災ネットワークの構築	大きな災害があっても、地域における顔の見える関係性と自助の意識から、誰もが安全に避難や生活が継続できている。
12　地域をつなぐネットワークの構築	支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。

第４章
施策の展開

施策の方向１　障がい者理解の促進
施策の方向２　交流・ふれあいの推進
施策の方向３　ユニバーサルデザインの推進
施策の方向４　権利擁護の推進
施策の方向５　相談支援体制の充実
施策の方向６　一貫した療育支援体制の確立
施策の方向７　就労支援の充実
施策の方向８　居住支援と健康づくりの推進
施策の方向９　社会参加の促進
施策の方向１０　日常生活を支えるサービス提供体制の推進
施策の方向１１　地域防災ネットワークの構築
施策の方向１２　地域をつなぐネットワークの構築

基本目標１　お互いに理解し、認め合い、個性を尊重し合えるまち

施策の方向１　障がい者理解の促進

現状と課題

○　厚木市障がい福祉基礎調査（以下「調査」という）では、地域における障がい者理解は徐々に広がっていますが、依然として十分な環境は整っていません。
　特に、肢体不自由等の身体障がいは目に見える障がいであり、ある程度の理解は進んでいますが、精神障がい等の「目に見えない障がい」に対する理解の促進は課題です。

○　調査では、障がい者や事業所が障がい者理解のために市に求めることとして、「障がいの有無に関わらず、ともに学び、働き、生活する社会の推進」及び「学校における障がい福祉に関する教育の実施」が挙げられていることから、教育における障がい者理解の取組が特に求められています。

○　調査では、障がい者が地域で安心して暮らしていくために市に求めることとして、「障がい者理解の促進」が挙げられていることも、最重要に求められている施策となっています。

取組方針

○　障がいや障がい特性に対する市民の正しい理解と関心をさらに深めるため、あらゆる媒体や多様な機会を活用した効果的な普及啓発を展開します。

○　精神障がいや発達障がい等の外見からは判断が難しい「目に見えない障がい」への理解促進のため、日常で直面する困りごとや必要な配慮について、当事者や福祉事業所と協働しながら、市民の皆様へ効果的な普及啓発を図ります。

○　互いの多様性を認め合い尊重する心を育むための福祉教育の実施や、障がいの有無に関わらず、イベントやスポーツ等の活動を通じ相互理解を促進します。

達成された姿

障がいへの理解が深まり、誰もがお互いを認め合い、尊重されている。

誰もが、障がい特性や個性に寄り添った関わり方があることを理解していることから、障がい者が困ったときには、状況に応じて声を掛けたり静かに見守ります。

誰もがお互いを認め合い、尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

１　障がい者理解を広めるための普及啓発活動

- ○　障がいを理解するためのガイドブック等の配布
- ○　「障害者週間」、「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者週間」等の周知活動
- ○　学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進
- ○　障がい者理解に関する映画上映会の開催や動画の配信
- ○　心のバリアフリーの周知

２　相互に理解を深めるための共生推進活動

- ○　福祉教育推進事業の促進
- ○　障がい者理解に関する出前講座の実施
- ○　障がいの理解を深めたり、障がいを身近に感じられるイベントの開催
- ○　地域の学校・教育機関に対する障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進
- ○　障がい者が困ったときに、周囲の理解や支援が必要な事を知らせるための「ヘルプカード」等の配布
- ○　スポーツ活動を通じた相互理解

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合	６７．６％	―	７３．６％	―
ヘルプカードを見せて、支援を受けたことがある障がい者の割合	２２．０％	―	３３．０％	―

活動指標		現状値	計画目標値		
		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　障がい者理解を広めるための普及啓発活動					
	市内小・中学校に対する障がい者理解の促進実施校数（累計）	２３校	２３校	２３校	２３校
	心のバリアフリー啓発回数	―	１０回	１０回	１０回
取組２　相互に理解を深めるための共生推進活動					
	障がい者の理解を促進するための出前講座等の実施回数	―	２回	２回	２回
	障がい者理解に関するイベント開催・後援回数	―	７回	７回	７回
	ヘルプカードの配布枚数	１，８０４枚	１，８００枚	１，８５０枚	１，９００枚

基本目標１　お互いに理解し、認め合い、個性を尊重し合えるまち

施策の方向２　交流・ふれあいの推進

現状と課題

○　障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、障がい者理解を深めるとともに、市民一人一人が、地域共生社会への認識を深めることが不可欠です。
　障がい者が社会参加しやすい環境を促進し、障がいの有無に関わらずともに集い、交流を深めながら絆を育むことで、お互いを認め合い、尊重し合える地域社会の醸成を図ることが重要です。

○　調査では、障がい者や事業所が障がい者理解のために市に求めることとして、「障がいの有無に関わらず、ともに学び、働き、生活する社会の推進」が挙げられていることから、包容のある社会のあり方が求められています。

○　包容のある社会を実現するため、医療的ケアや、行動障がいなどの専門的な支援ニーズに応じ、医療・福祉をはじめとする関係機関が一体となった連携体制の整備が必要です。

取組方針

○　障がいの有無に関わらず、地域のイベント等で地域の方と自然と触れ合いを深めていけるよう、交流活動を促進していきます。
　また、双方が顔の見える関係を築くことで、地域での孤立を防ぎ、支え合う意識の醸成を図ります。

○　障がい者の自己実現や社会参加、生活の質の向上を図るため、障がい者スポーツ、文化芸術活動を振興し、市民がその魅力に直接触れる機会を広げることで、相互理解を促進します。

○　専門的な支援を必要とする児童・生徒に対し、医療機関や福祉事業所等と連携した現場支援を実施するとともに、同じ場で共に学び支え合うインクルーシブ教育の実践を推進し、幼少期から多様性を認め合い、ともに生きるまちの土台となる豊かな心を育みます。

達成された姿

障がいの有無に関わらず、誰もが共に交流し、共生している。

障がいへの理解を深めつつ、障がいがあってもお互いに社会の一員であることを認め合いながら、地域、余暇活動の場や教育などの様々な場所で交流しています。

誰もが安心して暮らせる包容のある社会が実現しています。

主な取組

1　日常的な交流の推進やスポーツ・芸術の振興

- ○ 障害者地域生活サポート事業における地域交流等支援事業の活用促進
- ○ スポーツ活動を通じた交流の機会の創設
- ○ 農福連携を通じた地域交流の機会の推進
- ○ グループホームや施設入所における地域連携推進会議を通じた地域との交流の促進
- ○ 障がい者スポーツの普及・体験会等の開催
- ○ 障がい者が作成した作品の展示や発信

2　ともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進

- ○ 教育機関等における、ともに同じ場で学び合うインクルーシブ教育の推進
- ○ 児童発達支援センターひよこ園を中心とした地域社会への参加やインクルージョンの推進体制の構築
- ○ 保育所等訪問支援を活用した幼少期からの身近な地域におけるインクルージョンの推進
- ○ 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
地域とつながりをもてる場や交流する機会があると思う障がい者の割合	５０．０％	―	６０．０％	―
利用者と児童・生徒や地域住民・団体との交流活動を行っている事業所の割合	４４．７％	―	６０．０％	―

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　日常的な交流の推進やスポーツ・芸術の振興				
障害者地域生活サポート事業における地域交流等支援事業実施事業所数	５事業所	７事業所	９事業所	１１事業所
取組２　ともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進				
特別支援学級と通常学級の児童・生徒がともに学習する場を設けている学校の割合	１００％	１００％	１００％	１００％
保育所等訪問支援の延べ利用日数及び実利用者数（年間） 上段：延べ利用日数	６３０日	７４０日	８５０日	９６０日
下段：実利用者数	１６９人	２００人	２３０人	２６０人

基本目標１　お互いに理解し、認め合い、個性を尊重し合えるまち

施策の方向３　ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

○　ユニバーサルデザインは、すべての人が利用しやすい環境をいいます。単に、施設のバリアフリーのハード面だけではなく、障がい者理解を深めることで、誰もが互いに認め合うことこそがユニバーサルデザインの基盤となります。

○　外出時の困りごとについて、「公共交通機関が不便である」、「安心して一休みができる場所が少ない」、道路の状態や多目的トイレの不足などが課題に挙げられています。

○　本厚木駅周辺等の拠点ではバリアフリー化が進む一方、丘陵部における道路の傾斜や狭隘道路など、障がい者の円滑な移動を妨げる物理的障壁が依然として残されています。

　また、路線バス等の地域公共交通の利便性の増進や、施設におけるユニバーサルデザイン化の推進が重要となっています。

○　車いす利用者や視覚障がい者への配慮に留まらず、知的・精神障がいや発達障がい、医療的ケア児・者など、多様な特性に応じた施設・情報のユニバーサルデザイン化の推進が求められています。

取組方針

○　ハード面の整備とあわせて、市民や事業者への啓発活動を通じ、障がい特性への正しい理解と、主体的な配慮を促す「心のバリアフリー」の推進を図ります。

○　障がい者が安全かつ円滑に移動できるよう、道路、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、郊外の丘陵部等における移動手段の確保に向けて、地域公共交通の維持・充実を図ります。

○　公共施設の新設や改修にあたってはユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい公共施設の設置に努めます。

○　情報アクセシビリティの向上を推進し、障がいがあっても情報が取得しやすい環境の整備を図ります。

達成された姿

誰もが平等に利用できる環境が整っており、安心して生活ができている。

公共施設のバリアフリー化等のハード面のみならず、窓口での手話によるサポートといったソフト面の両面で障壁が限りなく取り除かれ、障がいを含めた多様性をお互いに理解し、認め合う意識が深まるとともに、不自由なく快適に生活できている。

主な取組

1　都市環境・公共施設におけるユニバーサルデザインの推進と情報アクセシビリティの推進

- ○ 公共施設の適正配置や長寿命化改修におけるユニバーサルデザインの配慮
- ○ スポーツ施設の整備、改修におけるユニバーサルデザインの配慮
- ○ 誰もが安全に通行できる歩道環境の整備
- ○ ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入の促進
- ○ 視覚・聴覚障がい者に配慮したバス停等の設置の推進
- ○ 音響信号機の設置の推進
- ○ 誰もが情報を取得しやすい環境の整備
- ○ 障がいの有無に関わらずデジタル化の恩恵が享受できるデジタル格差への対応

2　行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進

- ○ 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- ○ 障害者差別解消法に則した職員対応の実施
- ○ 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- ○ 点字広報・声の広報（録音テープ）などのサービスの充実
- ○ 視覚障がい者遠隔サポートシステムや手話リンクの活用
- ○ 手話通訳者の派遣研修の実施

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
障がい福祉の制度について情報が取得しやすい環境が整っていると思う人の割合	３８．６％	―	７７．２％	―

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　都市環境・公共施設におけるユニバーサルデザインの推進と情報アクセシビリティの推進				
法人タクシーにおけるユニバーサルデザインタクシーの導入割合		現在調整中		
音響信号機に係る要望に対しての設置割合	１００％	１００％	１００％	１００％
取組２　行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進				
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	６１人	１００人	１００人	１００人

基本目標１　お互いに理解し、認め合い、個性を尊重し合えるまち

施策の方向４　権利擁護の推進

現状と課題

○　調査では、差別的な扱いを受けた経験が徐々に減っていますが、一部の障がい種別においては、多くの方がその経験があります。また、保育所、学校、職場や家庭内で差別的な扱いを受けており、障がい者理解の促進とともに、差別解消の取組が必要です。

○　障がい特性から本人の判断が難しい場合があり、社会生活を営む上で不利益が生じる場合があります。障がい者の自立と社会参加を確かなものにするには、活動を制約している社会的障壁の解消が求められます。
　また、虐待防止などによる人権尊重の推進や、将来を見据えた成年後見制度の積極的な活用など、地域全体で一人一人の権利を擁護する体制を構築することが必要です。

取組方針

○　市民の障がいへの理解と関心を深め、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、多様な機会を通じた普及啓発を推進し、ともに生きるまちの実現を図ります。

○　障がい者の尊厳と安全な生活を守るため、関係機関との連携のもと、虐待の防止や早期発見、発生時の迅速な対応及び再発防止に向けた取組を強化します。

○　本人の意思決定を尊重することを基本に、個人の尊厳や財産などの権利を適切に保護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、制度を円滑に利用できるよう支援体制を構築します。

○　地域社会全体で権利擁護を必要とする方を支えるため、身近な地域における早期発見・早期支援を可能にする関係機関のネットワークの向上を目指し、包括的な支援体制を構築します。

達成された姿

誰もが人権を尊重され、自分らしい生活を送ることができている。

　学校や職場、商業施設、公共交通機関等、どのような場所においても、障がい者本人に応じた配慮がなされています。
　障がい者の財産や権利が侵害されることなく、安心して生活できています。

主な取組

１　障がい者の差別解消に向けた普及啓発活動

- ○　障がい者差別に関する相談の受付
- ○　障害者差別解消法の改正に関する啓発チラシの配布
- ○　民間企業に就労する障がい者の対応や環境等に関する相談の拡充

２　障がい者虐待の防止

- ○　虐待通報に対する迅速かつ的確な対応体制の確保
- ○　被虐待者や家族に対する必要な支援の実施
- ○　障害者総合支援法を踏まえた事業所への指導及び虐待の再発防止に係る取組の強化
- ○　障がい者や高齢者の虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発予防等を目的とした高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- ○　虐待防止へ向けた啓発活動や講演会の実施

３　権利擁護に関する相談窓口の充実

- ○　権利擁護、成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの受付窓口である権利擁護支援センターあゆさぽの利用促進
- ○　障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び障がい者相談支援センターにおける成年後見制度や虐待に係る相談の実施及び権利擁護支援センターあゆさぽとの連携の強化

４　成年後見制度の普及啓発

- ○　成年後見制度市長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業等の推進
- ○　成年後見制度利用促進協議会の充実
- ○　中核機関における各種支援の実施
- ○　市民後見人の育成・支援及び法人後見受任体制の更なる充実

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがないとした障がい者の割合	５６．７%	―	６３．５%	―

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　障がい者の差別解消に向けた普及啓発活動				
障害者差別解消法に関する啓発活動実施回数	―	３回	３回	３回
取組２　障がい者虐待の防止				
虐待通報に対する調査実施割合	―	１００%	１００%	１００%
障がい者虐待防止講演会の参加者数	６１人	６０人	６０人	６０人
取組３　権利擁護に関する相談窓口の充実				
権利擁護に係る相談件数	１，７７９件	現在調整中		
取組４　成年後見制度の普及啓発				
市長申立による成年後見制度利用人数	―	現在調整中		
後見人等報酬に係る助成を受けた人数	１８人	現在調整中		

基本目標２　自分らしく生きることができるまち

施策の方向５　相談支援体制の充実

現状と課題

○　当事者が孤立することなく地域で安心して暮らし続けるためには、どのような小さな悩みでも受け止め、いつでも気軽に相談できる身近な窓口の存在が求められています。

○　調査では、障がい者相談支援センターの認知度が依然として低く、活用している割合はさらに低くなっていることから、引き続き、身近な相談場所の周知が必要です。

○　障害福祉サービス等を利用する際、サービス等利用計画を相談支援専門員が作成することで、モニタリングによる定期的な評価や目標達成に向けた一貫性のある支援が見込めますが、本市は申請者自らが作成するセルフプランの割合が高くなっております。

　特に、障がい児のセルフプラン率が極端に高く、療育支援の評価や成人移行時の本人に則した支援の構築が課題となっています。

○　地域には、障がい児から、高齢・重度の障がい者、医療的ケアや強度行動障がい等の専門的な支援を必要とする方まで、様々な方が生活しており、それぞれが療育、就労、居住、医療など、生活の幅広い場面で困りごとに直面しています。

○　重度の障がいなどにより自己の意思を伝えることが難しい方々など、本人の潜在的な願いや希望を汲み取り、可能な限り日々の暮らしや社会の場に反映できるよう、周囲が連携して意思決定を支えていく仕組みづくりが重要です。

○　障がい者相談支援センターの相談件数は年々増加しており、生産年齢人口の減少に伴い専門職の確保が厳しさを増すことも懸念されるため、相談支援体制の充実や事業者間の連携を進めるとともに、障がい当事者による自助やピアサポート等の主体的・相互的な取組を支援していくことが重要です。

取組方針

○　市民からの相談にワンストップで丁寧に対応するため、障がい福祉分野の窓口に留まらず、地域包括支援センターや療育相談センターまめの木等との有機的な連携を強化し、児童から高齢者まで切れ目のない支援体制を確立します。

○　地域における複雑化・複合化した課題に対して、官民の枠組みを超えた様々な関係機関が緊密に連携し、属性を問わない包括的かつ重層的な支援体制の実施を図ります。

○　相談支援専門員等の更なる確保を図るとともに、障害児相談支援事業所の開設促進を図るなど、セルフプラン解消に向けた地域の支援体制の確立を目指します。

○　多様化・高度化する相談ニーズに的確に対応するため、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとを核とし、地域の障がい者相談支援センターや相談支援事業所における総合的・専門的な相談機能の充実と体制強化を図ります。

○　地域における困難事例や新たな福祉ニーズに対して適切にアプローチできるよう、専門的な研修の充実などを通じて、相談支援専門員のさらなる資質向上を図るとともに、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとを中心に、相談支援専門員のバーンアウト防止や孤立しない相談支援体制を構築します。

○　障がい者が自らの望む生き方を選択し、主体的に暮らし方を決定できるよう、権利擁護の視点に基づき、本人に寄り添った丁寧な意思決定支援の推進を図るとともに、障がい当事者間による支え合いであるピア活動を充実させ、前向きな意思決定の推進を図ります。

達成された姿

困ったときにすぐ相談でき、誰もが将来にわたりサポートを受けることができる体制が整っている。

障がい者の生活全般に関する様々な困りごとが起きても、身近な場所で気軽に相談することができています。

また、様々な問題を抱えていても、関係機関との連携による包括的で、伴走的な支援体制で、地域で取り残されることなく安心して日常生活が送れています。

主な取組

１　身近で切れ目のない相談支援体制の構築

- ○ 市民の身近な相談場所として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談受付体制の強化
- ○ 横断的な問題を抱える相談に対する重層的な支援の実施
- ○ 地域の障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、療育相談センターまめの木や児童発達支援センターひよこ園等との連携強化
- ○ セルフプランの解消に向けた地域の支援体制の確保
- ○ ＩＣＴを活用した業務効率化の推進

２　相談支援のより専門的・総合的な体制の強化

- ○ 当事者の目線に立った意思決定支援の推進
- ○ 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける地域の相談支援事業所等に対する専門的な知識に基づく指導及び助言の促進
- ○ 地域の相談支援事業所等に対する研修会の開催やグループスーパービジョンの実施を通じた継続的な地域の相談支援の質の向上
- ○ 主任相談支援専門員を中心とした地域の相談支援専門員の養成体制の構築
- ○ 障がい種別によらない相談支援体制の構築
- ○ 障がい当事者やその家族同士で支え合うピアサポート体制の構築促進

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
障がい者相談支援センターの認知度の割合	３７．９％	％	５０．０％	―
障害福祉サービス等の利用者のセルフプラン率		現在調整中		

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　身近で切れ目のない相談支援体制の構築				
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数	77,109件	88,500件	95,100件	102,200件
取組２　相談支援のより専門的・総合的な体制の強化				
指定特定（障害児）相談支援事業所への研修会等の実施回数	―	１２回	１２回	１２回
指定特定（障害児）相談支援事業所における専門的加算を取得している割合	―	現在調整中		

基本目標２　自分らしく生きることができるまち

施策の方向６　一貫した療育支援体制の確立

現状と課題

○　調査では、障がい者手帳の取得や障害福祉サービス等の利用において、小学生時に取得等した方を中心に、取得等が遅かったと感じており、未就学や小学校低学年からの早期療育の必要性が高くなっています。

○　保育や教育の現場において、配慮を必要とするこどもが増加しています。ともに生きるまちの実現に向け、障がいの有無に関わらず一人一人の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立した社会生活につながるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

○　障がい児の生活や成長には、教育、保健、医療、福祉、就労など多岐にわたる分野が関与しています。本人や家族の将来を見据えた一貫した相談支援を継続するとともに、多様な関係機関が有機的に連携し、地域全体で切れ目のない支援体制を構築することが不可欠です。

○　医療的ケア児や重症心身障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、日中の過ごしの場や保護者のレスパイトの受け皿となる施設及び看護士等の人員の確保等が必要です。これら地域資源の確保に向け、ニーズを的確に把握し、障害者協議会等を通じた多角的な議論のもと、具体的な対応策を検討する必要があります。

○　障がい児の増加や預かり目的の利用ニーズ拡大等を背景に、障害児通所支援の支給量が増加する中、セルフプランでのサービス利用による第三者の専門的評価の欠如や事業所間の連携不足が課題となっています。

　そのため、障害児相談支援の利用促進を図るとともに、限られた地域資源の中で、真に療育を必要とする児童が適切にサービスを利用できるよう、本人に合った適切なサービス利用・提供体制の構築が必要となっています。

取組方針

○　早期療育の視点に基づき、療育相談センターまめの木、児童発達支援センターひよこ園や地域の障がい者相談支援センター等による相談の受付や連携の強化を図ります。
　また、障害児相談支援の利用を促進することで客観的な療育評価を取り入れ、早期からの適切なサービス利用や一貫した支援体制を確立します。

○　障害児通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどの生活の場が、それぞれ連携できる環境を構築することにより、障がい児の社会的障壁を取り除き、地域社会への参加を促進します。

○　ライフステージの転換期における一貫した療育支援体制の構築を図るため、支援が円滑に引き継がれる「縦の支援」と、関係機関が同時に並行して支える「横の支援」を統合するため、生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブック等の更なる普及を推進し、多職種連携のツールとして機能強化を目指します。

○　医療的ケア児等の地域生活を実効的に支えるため、障害児福祉計画の成果目標と連動した事業所の確保を図ります。医療・教育・福祉が密接に連携する広域的なネットワークを確立し、セーフティネットの充実を図ります。

○　療育の中核的機関である児童発達支援センターひよこ園を中心とした重層的な障がい児支援体制の強化を図ります。

達成された姿

地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。

　こどもの発達に関して早期の相談支援や療育支援を受けることができています。
　また、幼児期から関わりのある相談支援専門員等の支援者がいることで、学校等と事業所をつなぐ役割を担い、将来の目標に向かって、段階的に進捗状況を確認しながら、本人に合った療育支援が受けられています。

主な取組

１　発達に心配を感じた段階からの支援

- ○　発達に心配のある児童の療育相談と家族支援
- ○　乳幼児健康診査（４か月児、８～９か月児、１歳６か月児、３歳６か月児、乳幼児経過検診）、５歳児健康診査の実施
- ○　５歳児健康診査におけるフォローアップ支援の実施
- ○　療育相談センターまめの木、児童発達支援センターひよこ園、障がい者相談支援センター等における相互連携
- ○　生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブックの更なる活用
- ○　段階に応じた相談先や支援先を明記したサービスマップの活用
- ○　ペアレント・トレーニング等支援の実施と協力者の養成

２　学校生活期における支援の充実

- ○　全てのこどもが同じ場でともに学び、ともに育つことを目指す、インクルーシブ教育の推進
- ○　個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施
- ○　特別支援学級における個々のニーズに応じたきめ細かな指導・支援の実施
- ○　特別に支援が必要な児童・生徒の介助を行う特別支援教育介助員や看護師介助員の配置
- ○　通常学級における障がいの状態に応じた指導・支援の工夫に関する教職員研修会の実施
- ○　個別に教育的配慮が必要な児童に対する指導・支援を目的としたリソースルームの活用
- ○　一人一人の教育的ニーズに適切に対応するためのインクルーシブ支援員の配置

３　医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- ○　重度障害者訪問看護支援事業や学校等訪問看護支援事業を活用した医療的ケア児やその家族等の支援
- ○　医療的ケア児の地域での生活の場の確保やその家族のレスパイト等を目的とした医療型短期入所事業所等の開設の促進
- ○　障害者協議会等を活用した協議の場の促進及び当事者の支援ニーズの把握

４　質の高い障害児通所支援提供体制の構築

- ○　障害児相談支援を通じた本人に合った療育支援の促進
- ○　障害者協議会を通じた障害児通所支援における地域課題の抽出と解決に向けた支援の実施
- ○　教育機関と障害児通所支援事業所等の関係機関と連携した支援体制の充実
- ○　療育相談センターまめの木及び児童発達支援センターひよこ園による障害児通所支援事業所に対する助言や研修の実施を通じた支援の質の向上

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合		現在調整中		
インクルーシブ支援員がいることで安心感が得られたこどもの割合	―	９５．０%	９５．０%	９５．０%

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　発達に心配を感じた段階からの支援				
マイサポートブック配布数		現在調整中		
取組２　学校生活期における支援の充実				
特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育介助員等の配置の割合	８０．２%	１００%	１００%	１００%
通常学級における指導・支援に関する職員研修会の実施校数		現在調整中		
取組３　医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援				
医療的ケアに関する事業利用日数 上段：重度障害者訪問看護支援事業 下段：学校等訪問看護支援事業		現在調整中		
	６人	６人	６人	６人
市内医療型短期入所の事業所数	３事業所	３事業所	３事業所	４事業所
取組４　質の高い障害児通所支援提供体制の構築				
教育機関と障害児通所支援事業所が参画する協議会等の開催回数	―	３回	３回	３回
障害児通所支援事業所等に対する巡回指導実施回数	―	９０回	９５回	１００回

基本目標２　自分らしく生きることができるまち

施策の方向７　就労支援の充実

現状と課題

○　障がい者基幹相談支援センターゆいはあとや障害者就業・生活支援センターぽむ等の専門機関を有効に活用できるよう、障がい者や企業が気軽に相談できる環境を整備します。
　また、教育、雇用、福祉が緊密に連携した就労支援体制の構築が必要です。

○　一般就労へ移行した後の環境変化に伴う職場への定着が大きな課題となっています。
　就労の継続を図るためには、就業面だけでなく生活面も含めた一体的な伴走支援を実施するとともに、企業側における障がいへの正しい理解と合理的配慮の定着が必要です。

○　一人一人の健康状態に応じた働き方や、障がい特性に適した職務内容、職場における理解や柔軟な勤務形態など、個々の状況に寄り添った多様な就労機会の確保が求められています。

○　調査では、ライフステージの節目で困ったタイミングは就労時が最も多く、就労している方の困りごととして、「自身の障がいの理解や配慮が不足している」が挙げられています。企業における理解の促進、特に、障がい者を担当する職員だけではなく、その障がい者の職場全体に理解が普及するような取組が必要です。

○　障害者雇用促進法に基づく法定雇用率は段階的に引き上げられ、令和８(2026)年度には民間企業で２．７％となりました。
　令和７(2025)年６月時点の神奈川県の雇用率は２．４２％に留まっている現状から、地域における障がい者雇用を推進する取組が必要です。

○　就労継続支援事業所をはじめとする福祉的就労の場においては、景気の動向に左右されない安定的な受注（作業）の確保と、事業所の生産性向上による平均工賃の底上げが重要な一方、障がい者の自立した活動の場として、障がい者の状態に則した支援が重要なことから、生産性の向上と支援のバランスが求められる課題があります。

取組方針

○　障がい者それぞれの特性や就労ニーズを的確に把握した就労相談を実施します。
福祉的就労、職業訓練、一般就労など多角的な選択肢を視野に入れ、就業面だけでなく生活面での課題解決も一体的にフォローしながら必要な支援を行います。

○　障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、公共職業安定所、障害者雇用促進センター、障害者就業・生活支援センターぽむ、就労移行支援事業所等の関係機関が緊密に連携し、障がい者の就職活動から職場定着に至るまで切れ目のない伴走支援を展開します。

○　地域企業における障がい者理解と合理的配慮を促進するため、障がい特性に応じた作業環境の整備や具体的な支援方法についての助言・情報提供を実施し、安心して働き続けられる雇用・支援体制の構築を図ります。

○　障がい者が自立した豊かな生活を営めるよう、工賃の向上を目指します。
また、障害者優先調達推進法に基づき、市役所をはじめとする公的機関による障がい者就労施設等の自主製品・サービスの優先調達を推進します。

達成された姿

一人一人に合った就労支援により、やりがいをもって働くことができてい

職場における、障がい特性に応じた接し方や指導方法について、上司や同僚に助言を行うことのできる支援者がいるので、必要な配慮が受けられるとともに、職場内でのコミュニケーションがスムーズにできることで、孤立することなく就労できています。
また、就労支援体制や障害福祉サービスを通じて、職場における定着、復職や障がい者本人に合った就労に向けた支援が受けられることで、個々の能力に応じた仕事や活動を続けることができています。

主な取組

1　地域の就労支援体制の構築

- ○ 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける就労相談の支援体制の充実と専門的機関との連携強化
- ○ 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築
- ○ 就労中の障がい者の職場での課題の共有やその負担感を和らげるための居場所等の創出
- ○ 就職面接会の開催
- ○ 職場の定着や一般就労への移行だけではなく、休職からの復職等、様々な障がい者の就労ニーズに対応した障害福祉サービスの推進
- ○ 就労継続支援Ａ型事業所や就労選択支援事業所の開拓

2　行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組

- ○ 障がい者雇用職場（しごとサポート室すまいる）の活用促進
- ○ 厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画に基づく環境の整備と定着支援の実施

3　民間企業における障がい者の職場定着に関する支援

- ○ 障がい者雇用に対する助言等
- ○ 公共職業安定所との連携
- ○ 障害者雇用奨励交付金の活用による民間企業の障害者雇用率達成の促進
- ○ 就労ガイドブックなどを活用した理解の促進

4　就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組

- ○ 新たな製品の企画・開発のためのニーズ調査
- ○ 障がい者就労施設等の手作り製品の展示即売会の開催
- ○ 障がい者就労施設等からの製品等の調達方針に基づく取組
- ○ 民間企業等からの障がい者就労施設等の製品や業務請負の受発注をコーディネートする障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の利用促進
- ○ 農業分野における新たな担い手の確保と障がい者の就労の場の創出を図る農福連携促進事業の推進

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
障害福祉サービス等事業所からの一般就労移行者数		現在調整中		
市内就労継続支援事業所に通所する１人当たりの平均工賃・賃金額 上段：Ａ型事業所	119,105円	120,000円	120,500円	121,000円
下段：Ｂ型事業所	24,576円	25,500円	26,000円	26,500円

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　地域の就労支援体制の構築				
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労に関する相談件数	2,785件	3,000件	3,000件	3,000件
取組２　行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組				
障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用件数	７９９件	８００件	９００件	９５０件
取組３　民間企業における障がい者の職場定着に関する支援				
民間企業等からの相談件数	４２件	５５件	６０件	６５件
障害者雇用奨励金の交付件数	―	４３件	４３件	
取組４　就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組				
障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	119,105円	120,000円	120,500円	121,000円
障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の契約件数（累計）	24,576円	25,500円	26,000	26,500円
農福連携促進事業における福祉事業所の契約件数	５件	７件	７件	８件

基本目標２　自分らしく生きることができるまち

施策の方向８　居住支援と健康づくりの推進

現状と課題

○　地域で暮らす障がい者の高齢化や障がいの重度化及びそれを支える家族等の介助者の高齢化が進んでいます。
　これらに伴う健康不安や介護力低下により、本人が望まない施設入所を選択せざるを得ないケースもあり、地域生活を維持するための受け皿づくりが急務です。

○　障がい者への日々の支援が同居する親のみに依存し、福祉サービスや関係機関と繋がっていない孤立世帯が存在します。
　親亡き後に生活困窮に陥るリスクを防ぐため、親が健在なうちから自立に向けた支援体制を構築することが重要です。

○　地域生活を希望する障がい者が民間賃貸物件等を契約する際、障がい特性を理由に入居拒否に遭ったり、条件付き契約を求められたりする事例が見られます。
　誰もが希望する場所で暮らせるよう、不動産業者や家主等への理解促進が不可欠です。

○　精神科病院に長期入院している精神障がい者の地域移行においては、地域資源の正確な把握と課題抽出が求められます。
　障がい者が安心して地域に復帰するため、医療、福祉、居住、就労等の各専門分野が一体となった包括的な連携体制の構築が必要です。

○　障がいの原因となる疾病の発生や状態の重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉が緊密に連携し、健康管理のための相談・指導体制を整えるとともに、障がい者が円滑に受診できる医療体制のさらなる充実が求められています。

○　障がいの特性によっては、生活リズムの乱れや運動不足から生活習慣病を発症・悪化させるリスクがあるため、衣食住にわたる基本的な生活習慣の維持・改善、運動習慣の習得をするための適切な支援が必要です。

取組方針

○　将来を見据えた地域生活の継続に向け、障がい者本人の意思を最大限に尊重しながら、家族や支援者が一体となって将来に向けた支援体制を確保します。

○　地域生活支援拠点の機能を定期的に点検・評価し、緊急時の受入れ体制の拡充や親亡き後の生活に不安を抱える障がい者や施設入所者等が、将来の地域生活を段階的にイメージできるよう、グループホーム等における体験の場を促進します。

○　地域生活を希望する障がい者が円滑に住居を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、厚木市居住支援協議会を通じた関係機関等と緊密に連携した実効性のある居住支援体制を構築します。

○　精神障がい者の精神科病院からの地域への移行及び定着を促進するため、医療、福祉、居住、就労等の関係機関による協議の場を活性化し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの効果的な運用と支援体制の構築を図ります。

○　障がいの原因となる疾病の発生や重度化を防ぐため、健康診査の受診を促進するとともに、受診後のフォローアップ体制の強化、健康・体力づくりの推進を図ります。

○　保健師や栄養士などの専門職による健康相談、健康教育、及び訪問指導を推進します。
　また、精神障がい者だけではなく、メンタルヘルス全般に課題を抱えている方に対する相談体制を推進します。

達成された姿

可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができている。

　日常的な健康管理や障がい特性に応じたケアが地域の中で適切に提供されていることから、障がいの予防や悪化が防止されているとともに、障がい者に緊急的な事態や急な不調が起きても、福祉・医療等の関係機関の緊密な連携によりスムーズに支援できています。
　また、親が元気なうちから障がい者本人と家族、関係機関が将来を見据えた生活への準備や緊急時の対応も含めて十分に話し合っているため、先々の生活に不安なく、安心して生活ができています。

主な取組

1　地域における居住等支援

- ○ 地域生活支援拠点の定期的な評価と必要に応じた機能の強化
- ○ 居住支援協議会を通じた市内不動産業者及び支援機関との連携
- ○ 障害福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者に対する個別訪問の実施
- ○ 障がい者相談支援センター等における要ケア相談者等に対するアウトリーチ支援の促進
- ○ 入院入所等からの地域移行先や緊急時の受入れ先としての日中サービス支援型共同生活援助等の開設促進
- ○ 居住サポート住宅の促進
- ○ 重度障害者住宅設備改良費助成事業等を通じたバリアフリー化の支援

2　精神障がい者の安定した地域生活支援体制の構築

- ○ 障害者協議会等における課題解決に向けた支援方法の検討
- ○ 市、保健所、医療機関及び障害福祉サービス事業所による支援体制の構築
- ○ 入院等から地域移行した後の地域での生活の継続のための支援方法の検討
- ○ 地域移行支援及び地域定着支援の利用促進に向けた環境整備

3　疾病の予防と健康増進に向けた取組の充実

- ○ 自立支援医療費の助成や心身障害者医療費助成の給付を通じた健康の保持・増進
- ○ 障がいの要因の一つである生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- ○ 未病の改善や健康維持のための運動講座の実施
- ○ 健康全般に関する総合健康相談の実施
- ○ 糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談の実施
- ○ 障がい者歯科診療への支援
- ○ 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発
- ○ 精神保健に課題を抱える者等に対する相談体制の整備
- ○ スポーツ・運動を通じた健康・体力づくりの推進
- ○ ゲートキーパー養成講座及び心のサポーター養成研修受講者数の実施

成果目標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
市の地域生活支援拠点に関する障がい者の認知度		現在調整中		

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　地域における居住等支援				
市内障害福祉サービス等事業所の地域生活支援拠点の登録数	３９か所	４４か所	４７か所	５０か所
市内協力不動産店件数	２１店	２８店	３０店	３２店
障がい者相談支援センターにおけるアウトリーチ支援実施件数	１２８件	１３０件	１３０件	１３０件
取組２　精神障がい者の安定した地域生活支援体制の構築				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における本市援護者の情報共有や協議等実施回数	１回	２回	２回	２回
取組３　疾病の予防と健康増進に向けた取組の充実				
健康相談利用件数	１７６件	２００件	２００件	２００件
メンタルヘルスに関する相談件数	―	現在調整中		

基本目標２　自分らしく生きることができるまち

施策の方向９　社会参加の促進

現状と課題

○　障がい者が地域で自立した生活を送り、能動的に社会活動へ参加するためには外出支援が重要であり、誰もが気兼ねなく外出できる環境の整備が求められています。

○　調査において、移動支援のニーズが高い一方で、地域における移動支援の担い手が不足している現状から、移動が困難な障がい者の社会参加の促進のためにも、移動支援を利用しやすい環境の整備が必要です。

○　移動介助を伴うサービスは居宅介護等のホームヘルパーが兼務しているケースが多く、利用者の希望するタイミングで柔軟に提供できない課題があります。
　特に、同行援護を担うガイドヘルパー（移動介護従事者）の有資格者が地域全体で不足しています。

○　手話施策推進法では、手話が使用する者にとっての言語その他の重要な意思疎通のための手段として位置づけられた一方、既存の登録通訳者の高齢化や新たな人材の確保が課題となっています。

○　障がい者が活躍する社会の実現に向け、就労支援の更なる促進を図るとともに、市の関係する個別計画と整合を図り、障がい者が参加しやすいスポーツ・芸術活動の促進を併せて図る必要があります。

取組方針

○　外出支援の展開にあたっては、公的な障害福祉サービスに留まらず、民間企業やボランティア等のインフォーマルなサービスを含めた地域資源を整理及びそれを有効活用し、より利用しやすいサービスの環境整備に向けた検討を進めます。

○　ガイドヘルパー（移動介護従事者）を含め、障がい福祉における人手不足の現状を解消するため、地域における人材の確保・定着に向けた具体的な取組を推進します。

○　誰もが安全かつ快適に外出できるまちづくりを進めるため、道路や公共施設、公共交通機関等におけるバリアフリー化をはじめとした環境整備を促進します。

○　聴覚・言語障がい者等の確実なコミュニケーション機会を確保するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣要請に柔軟に応えられる人材の養成・確保を図ります。

○　障がい者の多様なニーズに応じた社会参加を促すため、障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

○　就労、芸術やスポーツ活動への参加機会の拡大を通じ、障がい者が個人の能力や個性を発揮して社会に参画できる環境づくりに取り組みます。

達成された姿

地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。

外出先における障がいに配慮した環境の整備や外出時における移動手段が確保されているため、誰もが社会に参加できる環境が整っています。

また、障がいがあっても、就労、文化芸術芸術活動、生涯学習やスポーツ活動などに参加しやすく、誰もが活躍、活動できる社会が実現しています。

主な取組

1　外出支援の充実

- ○　福祉タクシー利用券の交付等
- ○　公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知
- ○　移送サービスや福祉有償運送の実施
- ○　移動支援の提供体制の確保
- ○　視覚障がい者遠隔サポートシステムの活用促進
- ○　ユニバーサルデザインの導入促進

2　手話通訳者及び要約筆記者の養成

- ○　外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- ○　手話通訳及び要約筆記活動の周知
- ○　神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施
- ○　手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施

3　障がい者が活躍する社会の推進

- ○　就労支援の充実
- ○　文化芸術活動を発表・鑑賞する機会の提供及びその活動の推進
- ○　全ての人が、生涯に渡って、いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学び続けることができるように取り組める環境づくりの推進
- ○　障がい者スポーツの推進
- ○　障がい者の学習ニーズを踏まえた図書館サービスの提供

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
外出するときに困っていることが特にないと思う人の割合	３０．０％	―	４０．０％	―

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　外出支援の充実				
移動支援の延べ利用時間数及び実利用者数（年間） 上段：延べ利用時間数 下段：実利用者数	14,435時間 １７６人	15,654時間 １７９人	16,319時間 １８２人	16,984時間 １８５人
タクシー券・ガソリン券及びバス割引証等の交付件数	4,710件	4,900件	4,900件	4,900件
取組２　手話通訳者及び要約筆記者の養成				
手話通訳者・要約筆記者の登録者数	２９人	３１人	３２人	３３人
市で実施する手話通訳者等の養成に関する講習会の受講者数	３３人	３０人	３０人	３０人

基本目標２　自分らしく生きることができるまち

施策の方向１０　日常生活を支えるサービス提供体制の推進

現状と課題

○　障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むためには、個々の多様なライフスタイルや障がいの特性に応じ、必要な支援を必要な時に享受できる障害福祉サービス等の提供体制が求められています。

○　市内の障害福祉サービス等事業所は全体的に不足傾向にありますが、調査では、移動支援、居宅介護（家事援助）、共同生活援助及び生活介護の不足感が顕著となっています。

○　医療的ケア児支援法の改正や高次脳機能障害者支援法の成立により、児童期にとどまらず、ライフステージ全体を通じた切れ目のない生活支援体制の整備や多職種連携の推進が求められています。
　また、これらのみならず、強度行動障がい、重度の自閉症などの、専門性の高い支援を必要とする方々に対応できる事業所や人材が不足しています。

○　複雑化・多様化する障害福祉ニーズに対応するため、サービス提供者の資質向上を図るとともに、一人一人に寄り添ったより質の高いサービス提供体制を推進します。

○　調査では、事業者の課題として、人材確保の課題のほか、「支援以外の事務作業などの負担が大きい」が挙げられており、職員の負担軽減や障がい者の支援に充てる時間を確保する観点からも、業務の効率化・省力化を図るツールの導入が重要となります。

○　サービスの担い手となる福祉人材の不足は深刻であり、将来にわたり継続的なサービス提供体制を構築・維持するためにも、さらなる人材確保と定着に向けた取組が急務となっています。

取組方針

○　障がい者の高齢化に伴い、居宅介護等の訪問系サービスの需要増が見込まれることから、２０４０年に向けた支援体制を確保するとともに、介護保険制度の適正な利用・円滑な連携を図ります。

○　不足する障害福祉サービス等事業所の開設を促進するとともに、医療的ケアや強度行動障がいなどの高度な専門性を要していても、障がい種別によらない適切な支援が提供できる体制の充実を推進します。

○　地域生活を支える基盤として、必要な障害福祉サービス等の供給量を確保するとともに、質の向上を図ることで、誰もが利用しやすいサービス提供体制の充実を進めます。

○　障害福祉サービス等を支える人材を安定的に確保するため、関係機関との連携のもと、各種研修の実施や多職種連携の強化、障がい福祉の現場が持つ働きがいや魅力の積極的な周知・広報を推進します。

○　介護職等雇用サポート事業を有効に活用し、各事業所における新たな人材の確保や、現任職員を含めた積極的な研修受講により、地域の新たな担い手の養成・定着を図るとともに、ＩＣＴ等を活用した業務の効率化・省力化を促進します。

達成された姿

住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。

どのような障がいであってもサービスの提供体制が整っていることから、住み慣れた地域で障がい者本人が希望する生活を実現するための障害福祉サービス等を受けることができます。

主な取組

1　地域生活支援の充実

- ○ 重症心身障がい、医療的ケア、高次脳機能障がい、強度行動障がいや重度の自閉症など、障がい種別によらないサービス提供体制の構築
- ○ 障害福祉サービス事業所開設準備・運営経費補助金を活用した事業所の開設促進
- ○ 事業所の開所時間外における居場所の検討
- ○ 障がい者の居場所など、地域の実情に合わせた地域生活支援事業の充実に向けた見直し
- ○ 高齢者年齢の到達に伴う障がい特性に応じた円滑な介護サービスへの移行
- ○ 障がい福祉に関する情報提供の促進
- ○ 障害者協議会を活用した個別事例の検討及び地域サービス基盤の開発と改善等

2　障害福祉サービス等の質の向上

- ○ 支援者の質の向上に資する研修講座の開催
- ○ 資格取得等の研修費用の助成による専門性の確保
- ○ 研修や個別事例の検討等を通じた相談支援専門員の専門性と質の向上
- ○ 居宅介護事業所、グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会等の支援
- ○ 障害福祉サービス等事業所に対する指導、監査体制の充実
- ○ 障害介護給付費等審査事務を通じた適正なサービス提供の促進

3　介護職の人材確保支援

- ○ 就職相談会の開催
- ○ 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- ○ 介護職等雇用サポート事業補助金を活用した人材確保・定着や業務効率化の促進

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
地域に不足している障害福祉サービス等事業所が特にないと思う障がい者の割合	４６．１％	―	５０．０％	―
職員が不足していると思う市内障害福祉サービス等事業所の割合	９．４％	―	２０．０％	―

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　地域生活支援の充実				
障害福祉サービス事業所開設準備・運営経費補助金を活用し開設した事業所数（累計）	―	１１事業所	１３事業所	１５事業所
障害者協議会における個別事例の検討件数	４件	４件	４件	４件
取組２　障害福祉サービス等の質の向上				
障がい児・者支援実務者研修講座の参加者の人数	１５７人	現在調整中		
取組３　介護職の人材確保支援				
介護職等雇用サポート事業補助金の助成事業所数	―	６５件	７０件	７５件
介護職の人材確保支援を受けて市内障害福祉サービス等事業所に就労した人数	１３人	１７人	１８人	１９人

基本目標３　地域で支え合う共生のまち

施策の方向１１　地域防災ネットワークの構築

現状と課題

○　障がい者は、自力での迅速な避難が難しい場合や、障がい特性から避難所での集団生活を継続することが困難な場合があります。
　災害時の地域での助け合いが円滑に機能するよう、日頃から顔の見える関係を構築する必要があります。

○　調査では、障がい者の防災訓練の参加は依然として進んでおらず、避難所で過ごせるか不安に感じている一方で、地域の防災の状況を体験（把握）できていない方もいます。また、障がい者を受け入れる側も、障がい者の参加が進まないことから、地域の障がい者の関係や本当に必要な配慮の把握が不十分で、災害時における準備が不足しています。

○　調査では、自助の取組をしていない障がい者が一定数いる中、避難先は自宅等のいわゆる在宅避難を希望する方も一定数います。防災訓練の参加を含む自助の取組を促進するとともに、在宅避難を想定した自助も必要です。

○　災害時における障がい者の避難行動等は一律の対応では困難な場合が多いため、一人一人の生活状況や個々の障がい特性を踏まえ、有事を想定した具体的な避難行動のあり方について、地域の支援者や関係者とともにあらかじめ検討しておくことが必要です。

取組方針

○　「厚木市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、地域社会が一丸となった実効性のある避難支援体制の構築に取り組みます。

○　災害時に障がい者が過ごせる環境整備や受入れ体制の確保のため、障がい者や介助者が防災訓練に参加しやすい仕組みづくりの構築を図ります。

○　地域生活を送る避難行動要支援者の情報を事前に把握・共有し、災害時における迅速な安否確認や必要な救護対応が確実に行われる体制を整えます。

○　障がい者が日頃から自らの防災意識を高め、災害発生時に的確な避難行動がとれるよう、防災情報の提供などを通じて「自助」の取組を強力に支援します。

○　一般の避難所での生活が困難な障がい者に対応するため、災害時における福祉避難所等の緊急受入施設における受入れ体制の整備・充実や、在宅避難を想定した自助の取組及び障害福祉サービス等事業所との連携を図ります。

達成された姿

大きな災害があっても、地域における顔の見える関係性と自助の意識から、誰もが安全に避難や生活が継続できている。

災害時に自力で避難できない障がい者も、地域住民で声を掛け合って一緒に避難できる体制が整っています。

また、避難所生活が困難な場合であっても、自助の取組が十分なことから、協定施設や在宅避難など、安全な避難体制が整っています。

主な取組

1　地域の防災ネットワークづくり

- ○　障害者協議会を通じた地域のネットワークづくりの促進
- ○　自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- ○　障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- ○　障がい者にも配慮した避難所運営の推進
- ○　災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供

2　「自助」のための事前対策の促進

- ○　地震や台風の発生や災害発生時における聴覚障がい者へのメール、ファクシミリ等による情報伝達サービスの実施
- ○　公民館における各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋の保管
- ○　災害時における必要な支援等を記したヘルプカードや緊急医療情報セットの活用
- ○　「自助」の意識を高めることを目的とした防災対策チェックリストの活用
- ○　避難行動要支援者名簿やハザードマップ等を活用した危険な地域に住む障がい者の事前把握
- ○　障害者地域生活サポート事業における地域防災拠点事業を通じた緊急避難場所の確保の促進

指標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
自助の取組ができていると思う障がい者の割合	６３．４％	―	７５．０％	―

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　地域の防災ネットワークづくり				
自治会等に対する研修会等実施回数	―	現在調整中		
避難行動要支援者における障がい者のうち個別避難計画の作成者数		現在調整中		
取組２　「自助」のための事前対策の促進				
防災対策チェックリストの配布数	―	２回	２回	２回
地域生活サポート事業における	９か所	１３か所	１４か所	１５か所

基本目標３　地域で支え合う共生のまち

施策の方向１２　地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

○　地域内で顔の見える関係を築き、互いに協力し合える環境づくりが求められています。そのためには、自治会や近隣住民、ボランティア、ＮＰＯ、民間事業者などの多様な地域活動を、個々の地域のニーズと結びつけて支援につなげることが重要です。

○　調査では、障がい者との地域とのつながりや地域住民同士の支え合いは徐々に増えつつありますが、依然としてこのことを実感している者は少ないです。また、一人暮らしをしている者ほど地域との関わりがない傾向にあり、さらには高齢者の一人暮らしが多い中で、将来的に孤立しないためにも地域との関わりを増やす取組が重要となります。

○　障がい者が犯罪被害やトラブルに遭遇する不安を解消し、安全な地域生活を確保することが必要とされていることから、日常的なつながりの再構築を促し、多様な主体が地域全体で互いを支え合う包括的な仕組みを整えることが急務です。

○　地域社会における孤立化や人間関係の希薄化が懸念される中、自治会や市民ボランティア活動への参加機会を広げることが重要です。

取組方針

○　市民一人一人が近隣の些細な異変に気づけるような意識を醸成し、地域社会の中に「ゆるやかな見守り」の関係性が構築されるよう働き掛けを行います。

○　相談支援体制を軸とした地域住民や多様な主体との協働を推進し、地域生活を重層的に支えるネットワークを強固にしていきます。

○　ともに生きるまちの実現に向け、市民が主体となった地域づくりのための検討を進めるとともに、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスを確保し、地域の実状に応じた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

○　近隣住民の見守り、ボランティアによる移動支援、民間事業者が提供する配食サービスなど、制度外の多様な支え合いを活用しながら、地域で支え合う体制構築に取り組みます。

○　障がい者が犯罪やトラブルに巻き込まれることなく安全に暮らせるよう、自治会や警察、保護司等の更生保護関係団体との連携を強化し、地域社会全体で障がい者の特性に配慮した防犯・見守り体制の充実を推進します。

○　地域の中で人とのつながりを増やし、日常生活での小さな気づきや困りごとに対応できる人を増やします。
　また、ボランティア活動に興味を持つ人を併せて増やし、新たな担い手の養成に取り組みます。

達成された姿

支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがあ

　地域の居場所や相談先などで、身近な支援者による関わりが進むとともに、隣近所で声を掛け合える関係が築かれているため、一人暮らしであっても異変を早期に察知し、迅速で適切な支援へとつなげることができています。

主な取組

１　地域をつなぐ見守り・支え合い活動の充実

- ○ 近隣住民での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動の実施
- ○ 防災活動や地域の交流活動の活性化を通じた、地域からの障がい者の認知に伴う見守りの拡大
- ○ 地域の障がい者が普段と違う様子に気づいたときに、障がい者相談支援センター等に速やかに連絡できるための周知啓発の実施
- ○ 社会資源や地域の課題を解決するための顔の見える関係性の構築
- ○ 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出
- ○ ＩＣＴを活用した見守りと地域のつながりづくりの推進
- ○ 生活支援体制整備協議体を通じた地域の関係機関等とのネットワークの構築
- ○ 地域見守り活動を通じたアウトリーチ支援の実施と関係機関との連携
- ○ 障がい者相談支援センター等における相談支援を通じた地域の障がい者の把握と地域との協働による地域のネットワーク構築の推進

２　地域活動の担い手となる人材の支援と育成

- ○ 地域における障がい者理解の促進
- ○ 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- ○ ボランティア養成講座の実施や地域のニーズに対応した新たなボランティア活動の創出によるボランティアセンターの充実
- ○ 制度の狭間にある生活課題や社会的孤立などの解決に向けた支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」の取組の充実
- ○ 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように支援する「生活支援コーディネーター」の充実
- ○ 介護職の人材確保に向けた取組の推進

成果目標

成果目標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
住んでいる地域で住民同士の支え合いがあると思う人の割合	４２．３％	―	５１．３％	―

活動指標	現状値	計画目標値		
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
取組１　地域をつなぐ見守り・支え合い活動の充実				
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	３７０か所	４３０か所	４５０か所	４７０か所
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数	7,872件	9,300件	10,200件	11,200件
取組２　地域活動の担い手となる人材の支援と育成				
ボランティアセンターに登録しているボランティア活動者数	３３８件	４００件	４４０件	４８０件
生活支援コーディネーターの活動件数				
コミュニティソーシャルワーカーの活動件数	3,031件	現在調整中		

第5章
障害福祉サービス量の見込み（障害福祉計画・障害児福祉計画）

1　計画策定の趣旨

2　成果目標及び活動指標

3　障害福祉サービス・障害児通所支援などの見込み

4　障害者総合支援法に基づく意見申出制度

5　地域生活支援事業の見込み

1 計画策定の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「国の基本指針」という。）に即し、サービスの提供体制の確保を総合的かつ計画的に図ることを目的に定めるものです。

なお、以下「（１）国の基本指針の主な改正ポイント」では、都道府県及び市町村とそれぞれ実施主体がありますので、この内、市町村に求められている方針について、本章における「３　成果目標及び活動指標」において、それぞれの目標・指標を定めます。

（１）国の基本指針の主な改正ポイント

ア　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

○　様々なデータを活用した地域移行者数の把握
○　希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性の明記
○　施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
○　入所施設における居室の個室化等の推進

イ　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○　システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

ウ　福祉施設から一般就労への移行等

○　就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
○　就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

エ　障がい児支援の提供体制の整備等

○　地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
○　インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
○　のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
○　強度行動障がいの状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

オ　地域における相談支援体制の充実強化

- ○　基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ○　のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ○　医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性の明記
- ○　協議会に障がい当事者が参画することの重要性の明記

カ　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ○　介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ○　人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ○　障がい当事者が研修に関わることの重要性の明記

キ　障害福祉サービスの質の確保等

- ○　就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性の明記
- ○　障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ○　障がい福祉分野における運営指導・監査の重要性の明記
- ○　障がい児支援における人材育成の重要性の明記

ク　きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ○　様々な障がい特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保･育成等の重要性の明記
- ○　意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ○　意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性の明記
- ○　障がい当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援に向けた取組の重要性の明記

ケ　高次脳機能障がい者に対する支援

- ○　高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障がいについて、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性の明記

コ　人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ○　中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性の明記

サ　「地域共生社会」の実現に向けた取組

○　地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

シ　住宅セーフティネット制度との連携

○　住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

ス　地域差の是正・指定の在り方等

○　地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
○　サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
○　重度障がい者（強度行動障がいの状態にある者や高次脳機能障がいを有する障がい児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

セ　障がい者等に対する虐待の防止等

○　自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
○　ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
○　希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

ソ　スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

○　スポーツ･健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性の明記

タ　災害時における障害福祉サービス提供の確保

○　災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
○　施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性の明記

（２）障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項

ア　サービスの提供体制を確保していくための≪成果目標≫及び目標を達成するための≪活動指標≫

イ　各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量の見込み及び必要量を確保するための方策

ウ　地域生活支援事業の実施に関する事項

2 成果目標及び活動指標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

数値目標設定の考え方
○ 地域移行者数：令和７(2025)年度末施設入所者数の６％以上
○ 施設入所者数：令和７(2025)年度末の５％以上削減

■本市の考え方

○　重度の障がい者の受入れ先となる地域資源が限られている状況です。各種補助金を活用した事業所の開設促進や専門的な支援者の養成を図るとともに、地域生活支援拠点を通じた地域生活の体験を促進することで、地域移行を希望する障がい者の地域生活のイメージを具体化し、更なる地域移行を推進します。

施設入所者の地域生活の移行の目標

項目		数値	備考
基準	施設入所者数（Ａ）	１６１人	令和７(2025)年度末 現在
成果目標	地域生活移行者数（Ｂ）	２６人 （１２.４％）	Ａのうち令和１１(2029)年度末までに移行するものの目標値
	新たな施設入所者（Ｃ）	１８人	令和１１(2029)年度末までに新たに施設入所が必要な者の見込数
	施設入所者（Ｄ） ※Ｄ＝Ａ－Ｂ＋Ｃ	１５３人	令和１１(2029)年度末の利用見込数
成果目標	施設入所者の削減数（Ｅ） ※Ｅ＝Ａ－Ｄ	８人	令和１１(2029)年度末 目標数

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

数値目標設定の考え方
○ 精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数（３１９．３日以上）、精神病床における１年以上入院患者数、退院患者の精神病床への３０日以上の再入院率（３か月後：１０．３％以下、６か月後：１７．４％以下、１年後：２５．７％以下）の各目標を神奈川県の障害福祉計画内で設定 ○ 令和１５(2033)年度末までに心のサポーター数が１００万人以上となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定

■本市の考え方

○　精神障がい者が安心して地域生活を送るために、地域課題の解消及び支援体制の構築について、引き続き、医療機関、保健福祉事業所や障害福祉サービス等事業所等と連携を図り、障害者協議会において検討していきます。

○　地域移行等に係る障害福祉サービスを充実し、利用を促進することで精神障がい者の地域移行を支援します。

協議の場の開催等に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
活動指標	開催回数	２回	２回	２回
	関係者等の参加者数	１８人	１８人	１８人
	目標設定及び活動状況の把握・評価	実施	実施	実施

心のサポーターに係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	心のサポーター数	―	―	300人
活動指標	心のサポーター養成研修実施回数	１回	１回	１回

精神障がい者の地域移行等に係る障害福祉サービスの利用者数見込み

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
活動指標	地域移行支援の利用者数	３人	５人	７人
	地域定着支援の利用者数	１人	２人	４人
	共同生活援助の利用者数	１３５人	１４６人	１５８人
	自立訓練（生活訓練）の利用者数	２９人	３５人	４０人
	自立生活援助の利用者数	４人	５人	６人
	短期入所の利用者数	４４人	４９人	５４人

（３）福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

数値目標設定の考え方
○ 一般就労への移行者数：令和６(2024)年度実績の１．３１倍以上
○ 就労定着支援事業の利用者数：令和６(2024)年度末実績の１．４７倍以上
○ 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置
○ 令和１１(2029)年度の就労選択支援を利用する障がい者の数を８２，０００人以上

■本市の考え方

○　障がい者が就労しやすい環境づくりに向け、民間企業、ハローワーク、就労支援機関等と連携し、雇用促進に向けた取組を実施します。

○　障がい者が一般就労した後も長く働き続けることができるよう、就労系の障害福祉サービスや障がい者基幹相談支援センターゆいはあとの利用の促進をするとともに、職場における障がいの理解及び就労支援の促進に向け取組を強化します。

○　障がい者の就労の可能性や将来の生活を見立てる就労選択支援の体制整備を図るため、障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら障害者協議会で検討を進めます。

障がい者の一般就労に係る目標

項目			令和６(2024)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
成果目標	一般就労移行者数計		４５人	―	―	６１人
	内訳	就労移行支援	３４人	―	―	３９人
		就労継続支援Ａ型	２人	―	―	４人
		就労継続支援Ｂ型	９人	―	―	１６人
		その他サービス	０人	―	―	２人
	「一般就労移行者数計」のうち就労定着支援の利用者数		２５人	―	―	３７人
	協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の数		―	設置済み【２か所】		

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

数値目標設定の考え方
○ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に１か所以上設置し、以下４つの中核的な支援機能を確保 ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能
○ 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
○ 令和１１(2029)年度末までに、各都道府県及び各市町村または圏域において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置
○ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に１か所以上
○ 令和１１(2029)年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
○ 令和１１(2029)年度末までに、各市町村又は圏域において、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保

■本市の考え方

○　児童発達支援センターひよこ園を中心に、インクルージョン推進を促進するとともに、保育、子育て支援、教育等の関係機関との協議の場を通して、市のインクルージョン推進体制の構築を図ります。

○　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所や医療的ケアコーディネーター等は成果目標に達していますが、市援護児童における医療的ケア児の利用状況、支援ニーズを勘案し、更なる支援体制の構築を図ります。

障害児支援に係る提供体制の整備に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	児童発達支援センター	設置済み【平成２９(2017)年度】		
	インクルージョン推進体制	構築済み【令和７(2025)年度】		
	関係機関が連携を図るための協議の場	設置済み【令和７(2025)年度】		

重症心身障害児の支援に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	確保済み【３か所】		
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	確保済み【３か所】		

医療的ケア児支援に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	医療的ケア児支援のための協議の場	設置済み【令和４(2022)年度】		
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済み【令和４(2022)年度】		
活動指標	医療的ケア児等に関するコーディネーター	１人	１人	１人

伴走的な相談支援体制の確保に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	伴走的な相談支援の体制	構築済み【令和４(2022)年度】		

（５）地域生活支援の充実

■国の基本指針

数値目標設定の考え方
○ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすること ○ 地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討すること ○ 強度行動障がいの状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■本市の考え方

○　介護者の高齢化や「親なき後」であっても安心して地域で生活するために、障害者協議会等において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施するとともに、地域生活拠点等の登録事業所数を増やすことで実効性のある拠点機能の確立を図ります。

○　令和７(2025)年度に実施した強度行動障がいに関する実態調査の調査結果を踏まえ、地域のニーズを把握するとともに、地域の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、支援体制の構築を図ります。

地域生活支援拠点に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	市内全ての日常生活圏域を支援の対象とする地域生活支援拠点等の設置	設置済み【平成２８(2016)年度】		
活動指標	地域生活支援拠点等の設置か所数	１か所（面的整備）	１か所（面的整備）	１か所（面的整備）

成果目標	地域生活支援拠点コーディネーターの配置	配置済み【令和６(2024)年度)】		
活動指標	地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	１人	１人	１人

成果目標	障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置済み【令和６(2024)年度)】		
成果目標	拠点機能に係る検証及び検討	―	―	実施
活動指標	拠点機能に係る検証及び検討の実施回数	２回	２回	２回

強度行動障がいに係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	支援ニーズ等の把握及び支援体制の整備	―	―	整備済み

（６）相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

数値目標設定の考え方
○ 令和１１(2029)年度末までに、全ての市町村において基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携
○ 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、協議会における個別事例の検討を通じた障がい者の支援体制の整備
○ 令和１１(2029)年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすること

■本市の考え方

○　専門的な相談支援の実施に向け、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、地域の障がい者相談支援センターや主任相談支援専門員による相談支援専門員に対する技術的助言や同行・訪問支援等を実施するとともに、研修会等を継続して実施することで、地域における専門的な相談支援体制の構築を図ります。

○　ペアレント・トレーニングを普及するとともに、ペアレント・トレーニングに関わる協力者の養成やペアレント・トレーニング等のプログラム実施者の養成を図ります。

○　のぞまないセルフプランの解消に向け、サービス利用者に対して、計画相談支援等の利用を促すとともに、地域の相談支援従事者を確保することで、計画相談支援等の促進を図ります。

相談支援体制の充実・強化のための取組に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	基幹相談支援センターの設置	設置済み【平成２８(2016)年度】		
活動指標	主任相談支援専門員の配置数	３人	３人	３人
	人材育成の取組に参加する相談支援事業所	１００.０%	１００.０%	１００.０%
	協議会の運営への関与	実施	実施	実施

協議会における個別事例の検討を通じた地域の課題解決に向けた取組に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	―	―	実施
活動指標	協議会の実施回数	２回	２回	２回
	専門部会の設置数	６か所	６か所	６か所
	専門部会の実施回数	２４回	２４回	２４回
	地域における支援体制の整備等について協議会の課題とした数	６件	６件	６件

のぞまないセルフプランに係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	のぞまないセルフプランの件数をゼロにする取組	―	―	実施済み

発達障がい者への支援に関する取組に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
活動指標	ペアレント・トレーニング等支援プログラムの受講人数	４０人	４０人	４０人
	ペアレント・メンターの人数	１人	１人	１人
	ピアサポート活動への参加人数	２人	３人	４人

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針

数値目標設定の考え方
○ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■本市の考え方

○　これまでの取組を継続するとともに、障害福祉サービス等の質の向上に関する取組について、障害者協議会において検討します。

○　セルフプランから相談支援事業所等が作成するサービス等（障害児支援）利用計画への切り替えを促進し、様々な障害福祉サービス等を利用している障がい者に対し、事業所間での様子や障がい特性等を共有し、その都度、サービスの利用状況を見直すことで、質の高い障害福祉サービス等の提供を図ります。

○　障がい者支援に関わる市職員が障害者総合支援法その他国が定める障害福祉関係法令の理解を深めることで、障がい者が真に必要としている障害福祉サービス等の提供について実効性のある検証を行います。

サービスの質向上のための体制に係る目標

項目		令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
成果目標	サービスの質の向上のための体制	―	―	構築
活動指標	神奈川県等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の市職員の延べ参加人数	１０人	１０人	１０人
	審査結果の分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
	実施回数	１回	１回	１回
	指導監査結果を関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
	共有回数	１回	１回	１回

3 障害福祉サービス・障害児通所支援などの見込み

（1）障害福祉サービス等の充実

本計画の策定に当たり、基礎調査では、「障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするために、どのような取組を厚木市に求めますか。」という設問に対して、「障がい者の理解の促進」を選択した方が３２．５％と最も多く、次いで「障がい福祉や介護保険のサービスの充実」が３０．７％となっています。

このことからも、障がいや障がい者に対する正しい理解を促進するとともに、障害福祉サービスの提供体制をさらに充実させ、障がい者の個々のニーズに基づいて必要なサービスを提供できるようにすることが求められていることがわかります。

そのためにも、障がい者のライフステージに沿った、福祉・介護・医療・教育等の機関が連携し、住み慣れた地域での生活を続けられるようサービスの提供体制の構築を促進します。

なお、障がい者が利用できるサービスの種類は、大きく次の２つに区分されます。

ア　障害福祉サービス

○　障害福祉サービスは、障害者総合支援法に定められており、居宅介護を始めとした訪問系サービスや短期入所などの介護給付、就労系サービスや共同生活援助などの訓練等給付等の全国統一の基準に基づき実施するものです。

○　また、同法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、これら障害福祉サービスの将来的に必要なサービス量を見込むこととしています。

○　今後も障がい者の増加が見込まれる中で、これに伴って、必要なサービス量の増加が見込まれていることからも、障がい者が地域で安心した生活を送れるよう必要なサービス量の確保に努めます。

イ　障害児通所支援

○　障害児通所支援は、児童福祉法に定められた障がい児を対象としたサービスで、全国統一の基準に基づき実施するものです。

○　また、同法に基づき、市町村が定める障害児福祉計画において、障害児通所支援に係るサービスの将来的に必要なサービス量を見込むこととされています。

○　今後も障がい児の増加が見込まれる中で、これに伴って、必要なサービス量の増加が見込まれていることからも、障がい児が適切な療育等が受けられるよう必要なサービス量の確保に努めます。

（２）障害福祉サービス等

ア　日中活動系サービス

サービスの種別	サービスの内容
生活介護（２１事業所）	常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 ・機能訓練（１事業所） ・生活訓練（５事業所）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な身体機能又は生活能力を高めるための訓練を行います。
就労移行支援（７事業所）	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。
就労継続支援 ・Ａ型（１事業所） ・Ｂ型（３２事業所）	一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。雇用型であるＡ型と非雇用型であるＢ型があります。
就労定着支援（７事業所）	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、就労に伴う日常生活上の問題等に対応するための相談、企業訪問、関係機関との連絡調整等を行います。
就労選択支援（２事業所）	障がい者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性を評価し、就労時の必要な配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
療養介護（１事業所）	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 ・福祉型（１９事業所） ・医療型（３事業所）	居宅で障がい者を介護する人が疾病等の理由で介護できない場合に、短期間の入所をすることにより、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※　（　　）内の事業所数は、令和８(2026)年７月１日現在の事業所数

日中活動系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第７期（実績）			第８期（見込・目標）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
生活介護	日/月	6,864	7,186	7,099	7,145	7,191	7,237
	人/月	395	404	408	412	417	421
自立訓練（機能訓練）	日/月	20	99	100	110	110	110
	人/月	1	8	8	9	9	9
自立訓練（生活訓練）	日/月	491	575	883	1,034	1,211	1,418
	人/月	30	32	49	59	71	85
就労移行支援	日/月	1,401	1,285	1,506	1,573	1,643	1,717
	人/月	78	69	79	80	81	83
就労継続支援Ａ型	日/月	977	1,040	965	1,027	1,093	1,164
	人/月	53	53	50	51	52	53
就労継続支援Ｂ型	日/月	8,828	10,481	11,340	12,618	14,040	15,622
	人/月	591	657	715	781	853	931
就労定着支援	人/月	36	51	57	68	80	95
就労選択支援	人/月	－	4	3	3	3	3
療養介護	人/月	17	21	29	36	44	53
短期入所（福祉型）	日/月	429	557	621	749	904	1,091
	人/月	76	79	93	103	114	127
短期入所（医療型）	日/月	53	88	98	102	107	111
	人/月	13	24	28	31	34	37

※　日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月提供分（令和８(2026)年度は見込み）

イ　訪問系サービス

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護（４７事業所）	居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事及び通院に伴う介助などを行います。
重度訪問介護（３８事業所）	常時介護を必要とする重度の障がい者に対し、自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
同行援護（９事業所）	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供（代読、代筆を含む。）や移動の援護を行います。
行動援護（９事業所）	行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援 （県内事業所なし）	常時介護を必要とする障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

※　（　　）内の事業所数は、令和８(2026)年７月１日現在の事業所数

訪問系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第７期（実績）			第８期（見込・目標）		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
居宅介護	時間/月	6,348	6,529	6,839	7,250	7,685	8,147
	人/月	261	249	256	261	266	271
重度訪問介護	時間/月	5,745	8,076	10,197	10,465	10,733	11,001
	人/月	25	28	33	34	35	36
同行援護	時間/月	1,096	1,367	1,533	1,809	2,134	2,518
	人/月	49	52	57	64	71	80
行動援護	時間/月	1,108	1,247	1,306	1,433	1,573	1,726
	人/月	46	46	47	52	58	65
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※　時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月提供分（令和８(2026)年度は見込み）

ウ　居住系サービス

サービスの種別	サービスの内容
共同生活援助 （３５事業所/住居数９６）	共同生活の住居に居住する障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援（９事業所）	施設に入所している障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助（１事業所）	居宅においてひとり暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等により利用者の状況を把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

※（　　）内の事業所数は、令和８(2026)年７月１日現在の事業所数

居住系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第７期（実績）			第８期（見込・目標）		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
共同生活援助	人/月	２５７	３２４	３７６	４０６	４３９	４７４
施設入所支援	人/月	１６０	１６１	１６０	１６１	１６２	１５３
自立生活援助	人/月	０	２	４	７	１０	１３

※　人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月提供分（令和８(2026)年度は見込み）

エ　相談支援サービス

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援（１７事業所）	障害福祉サービス等を利用する場合に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用についての意向等を基にサービス等利用計画を作成します。また、障害福祉サービス等の利用状況の検証等を行います。
地域移行支援（５事業所）	施設や病院に入所等している障がい者を対象に、地域移行支援計画を作成するとともに、外出の同行支援や住居確保などの新生活の準備等の支援を行います。
地域定着支援（４事業所）	自宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因する緊急の事態等には必要な支援を行います。

※（　　）内の事業所数は、令和８(2026)年７月１日現在の事業所数

相談支援サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第７期（実績）			第８期（見込・目標）		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
計画相談支援	人/月	330	384	438	451	465	479
地域移行支援	人/月	0	3	2	5	8	11
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	4	7

※　人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月提供分（令和８(2026)年度は見込み）

（３）障害児通所支援等

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援（４３事業所）	未就学児を対象として事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
居宅訪問型児童発達支援（１事業所）	重症心身障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス（５３事業所）	授業の終了後又は学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援（９事業所）	保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援（１４事業所）	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に、障害児支援利用計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況の検証等を行います。

※（　　）内の事業所数は、令和８(2026)年７月１日現在の事業所数

障害児通所支援に係る見込量等

サービス種類	単位	第７期（実績）			第８期（見込・目標）		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
児童発達支援	日/月	3,615	3,995	4,493	4,956	5,466	6,029
	人/月	397	445	487	526	568	613
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	3	3	3	3
	人/月	0	0	1	2	2	2
放課後等デイサービス	日/月	7,621	8,613	9,555	10,851	12,322	13,993
	人/月	769	836	925	1,029	1,144	1,272
保育所等訪問支援	日/月	31	42	61	73	88	105
	人/月	23	32	44	54	66	81
障害児相談支援	人/月	62	66	79	94	113	134

※　日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月提供分（令和８(2026)年度は見込み）

（４）専門的支援を要する障がいに係る見込量

ア　強度行動障がいに関する状況

強度行動障がいとは、自傷・他害行為、多動、異食、睡眠の乱れ等著しく高い頻度で出現する状態をいいます。

自傷・他害等これらの行為は、本人が困っていたり、何かを主張したりするサインであり、周りの人たちが障がい者の特性や周囲の環境等を把握・整理することで、行動の原因を探っていくことが重要となります。強度行動障がいを有する者の多くは特別に配慮された支援が必要な状態であり、障害福祉サービス等の各種制度が生活の大きな支えでもあるため、将来安心した生活を送れるよう支援体制の構築が求められています。

なお、ここでいう強度行動障がい者とは、障害福祉サービスの利用に際し、必要に応じて実施する障害支援区分の調査において、コミュニケーション、大声・奇声を出すや他人を傷つける行為等といった理解や頻度の度合いをスコア化した行動関連項目が１０点以上となる者としています。

強度行動障がい者のサービス利用状況

サービス種類	単位	第７期（実績）			第８期（見込・目標）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
生活介護	日/月						
	人/月						
短期入所（福祉型）	日/月						
	人/月						
短期入所（医療型）	日/月						
	人/月						
共同生活援助	人/月						

現在集計中

※　日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月提供分（令和８(2026)年度は見込み）

イ　医療的ケア児者に関する状況

医療的ケア児者とは、一般的に日常生活を送る上で、自宅や学校といった病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養や導尿等の医行為が必要な児童、者を指します。

医療的ケアが必要な障がい児者に対する障害福祉サービス等の提供に際しては、専門的な人員配置のほか必要な環境整備等、提供できる事業所に限りがある状況です。

なお、医療的ケア児者の対象者については、児童相談所等の関係機関からの情報共有があった児者や、障害福祉サービス等の利用に際して医師等による医療的スコアの算出が行われている児者を対象としています。

医療的ケア児者のサービス利用状況

サービス種類	単位	第７期（実績）			第８期（見込・目標）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
生活介護	日/月						
	人/月						
短期入所（福祉型）	日/月						
	人/月						
短期入所（医療型）	日/月						
	人/月						
共同生活援助	人/月						
児童発達支援	日/月						
	人/月						
放課後等デイサービス	日/月						
	人/月						

現在集計中

※　日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数
※　実績は、各年度の３月提供分（令和８(2026)年度は見込み）

4 障害者総合支援法に基づく意見申出制度

意見申出制度は、都道府県が行う指定障害福祉サービス等事業者の指定及び更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができます。

そして、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すこととなります。本市における対象となる障害福祉サービス等事業所の種類及び意見申出の内容は次のとおりです。

サービス事業所の種類	意見申出の内容
新たに指定又は登録を受けた、障害福祉サービス、一般相談支援、障害児通所支援並び地域生活支援事業所	事業開始前又は開始後１月以内に厚木市障害者協議会において、相談支援事業所との連携を図るため、事業内容の報告を行うこととする。
指定短期入所事業所	市の地域生活支援拠点について、登録及び緊急時の受入れ機能をになうことに努めるものとする。 なお、日中サービス支援型共同生活援助に併設する短期入所事業所については、地域生活支援拠点に登録するとともに、厚木市障害者協議会の意見を踏まえ、可能な範囲で緊急受け入れ機能の体制を整備するものとする。
共同生活援助事業所	厚生労働省が作成する「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」における自己チェックシートを作成の上、市に提出すること。 なお、新たに指定を受ける日中サービス支援型共同生活援助事業所については、厚木市障害者協議会における初めての評価報告までにおいて、入居者に対して厚木市援護者が少なくとも１／３以上になるよう受入れを進めること。
障害児通所支援事業所	障がい児の一貫した支援体制の構築を図る観点から、指定障害児相談支援事業所の指定を併せて受けるよう努めること。
放課後等デイサービス	（検討中）総量規制の設定は行わないが、近隣市町村が国からの総量規制等の要請を受けている状況を鑑みて、厚木市援護者を中心に受入ができるような体制の確保を検討したい。

5　地域生活支援事業の見込み

（1）地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

（2）地域生活支援事業の種類

ア　理解促進研修・啓発事業
イ　自発的活動支援事業
ウ　相談支援事業
エ　成年後見制度利用支援事業
オ　成年後見制度法人後見支援事業
カ　意思疎通支援事業
キ　日常生活用具給付等事業
ク　手話奉仕員養成研修事業
ケ　移動支援事業
コ　地域活動支援センター
サ　その他任意事業

（３）地域生活支援事業

ア　理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

項目	第７期（実績）			第８期（見込み）		
	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
市内小・中学校に対する障がい者理解の促進実施校数（累計）	２３	２３	２３	２３	２３	２３

イ　自発的活動支援事業

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

項目	第７期（実績）			第８期（見込み）		
	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
家族会及び補助団体数	１１	１１	１１	１１	１１	１１

ウ　相談支援事業

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者及び家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用や権利擁護など、地域で生活していくために必要な相談を行います。 障害者相談支援事業は、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び障がい者相談支援センターで実施します。

項目	第７期（実績）			第８期（見込み）		
	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
基幹相談支援センター実施箇所数	１	１	１	１	１	１
障害者相談支援事業実施箇所数（基幹相談支援センターを除く。）	８	８	８	８	８	８
市町村相談支援機能強化事業実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
住宅入居等支援事業実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

エ　成年後見制度利用支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び報酬の全部又は一部を助成することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

項目	第７期（実績）			第８期（見込み）		
	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
実利用者数（後見人等報酬助成者数）	１２	１６	２１	２２	２３	２４

※　令和８(2026)年度は、見込み

オ　成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人後見の活動を支援します。

※　権利擁護支援センターあゆさぽが法人後見活動の相談業務を実施

項目	第７期（実績）			第８期（見込み）		
	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
法人後見を受任できる法人数	２	２	２	３	３	３

カ　意思疎通支援事業

事業名	事業の内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

項目	単位	第７期（実績）			第８期（見込み）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
手話通訳者の派遣（個人からの依頼）	件	２１３	２０４	２００	２００	２００	２００
	人	２２０	２１０	２２０	２２０	２２０	２２０
手話通訳者の派遣（講演会等）	件	７８	１００	１００	１００	１０５	１１０
要約筆記者の派遣（個人からの依頼）	件	０	０	０	２	２	２
	人	０	０	０	２	２	２
要約筆記者の派遣（講演会等）	件	１４	１２	１３	２０	２０	２０
手話通訳者の設置	箇所	１	１	１	１	１	１

※　件数は、年間の延べ派遣件数、人数は、年間の実利用者数
※　令和８(2026)年度は、見込み

キ　日常生活用具給付等事業

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

項目	単位	第７期（実績）			第８期（見込み）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
介護・訓練支援用具	件	１３	２５	２４	２４	２６	２８
自立生活支援用具	件	２２	３２	３３	３０	３３	３６
在宅療養等支援用具	件	２６	２５	５７	３５	３８	４１
情報・意思疎通支援用具	件	３８	３３	４５	３７	４０	４４
排泄管理支援用具	件	５，１７８	５，１７９	５，３５４	５，１９４	５，２４５	５，２９７
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	６	１	０	３	３	３

※　件数は、年間の延べ給付件数
※　令和８(2026)年度は、見込み

ク　手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

項目	単位	第７期（実績）			第８期（見込み）		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和１０（2028）年度	令和１１（2029）年度
養成講習修了者数	人	８７	８０	８０	８０	８０	８０

※　人数は、年間の延べ修了者数
※　令和８(2026)年度は、見込み

ケ　移動支援事業

事業名	事業の内容
移動支援事業 （１７事業所）	屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

※（　　）内の事業所数は、令和８(2026)年１０月１日現在の事業所数

項目	単位	第７期（実績）			第８期（見込み）		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
延べ利用時間	時間	１,２８０	１,０９７	１,１２１	１,１４８	１,１６５	１,１８２
実利用者数	人	１４２	１２６	１３４	１３５	１３７	１３９

※　時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月分（令和８(2026)年度は見込み）

コ　地域活動支援センター

事業名	事業の内容
地域活動支援センター	通所利用の障がい者に、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じた事業を行います。

項目	単位	第７期（実績）			第８期（見込み）		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
市内地域活動支援センター実利用者数（厚木市援護者）	人	８７	８５	８４	８４	８４	８４
他市地域活動支援センター実利用者数（厚木市援護者）	人	３	２	２	２	２	２
市内地域活動支援センター設置数	箇所	５	５	５	５	５	５

※　人数は、年間の実利用者数

※　令和８(2026)年度は、見込み

サ　その他任意事業

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス （５事業所）	重度身体障がい者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。
日中一時支援 （１０事業所）	障がい者の家族の就労支援や、日常的に介護している家族の休息を図るため、見守り等の支援が必要な障がい者等に、一時的に日中における活動の場を提供します。

※（　　）内の事業所数は、令和８(2026)年１０月１日現在の事業所数

項目	単位	第７期（実績）			第８期（見込み）		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
訪問入浴サービス 実利用者数	人	２７	３２	２８	２８	２８	２８
日中一時支援 実利用者数	人	１０１	９３	９０	９２	９４	９６

※　人数は、月間の実利用者数

※　実績は、各年度の３月分（令和８(2026)年度は見込み）

資料編

１　計画策定の経過

２　厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査の概要

３　厚木市保健福祉審議会規則

４　厚木市保健福祉審議会委員名簿

５　厚木市地域包括ケア推進会議規則

６　厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿

７　厚木市障害者協議会規程

８　厚木市障害者協議会代表者会議委員名簿

９　厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿

１０　厚木市地域福祉推進協議会設置規程

１１　厚木市地域福祉推進協議会委員名簿

１２　諮問・答申

１３　用語集

1 計画策定の経過

開催日等	会議名・検討事項等
令和７(2025)年度	
１１月１７日～ １２月１９日まで	厚木市障がい福祉基礎調査（市民）実施
１１月２１日～ 令和８年２月２日まで	厚木市障がい福祉基礎調査（事業者）実施
令和８(2026)年度	
６月２２日	第１回厚木市障害者協議会実務者会議
７月９日	厚木市保健福祉審議会
７月１６日	第２回厚木市障害者協議会実務者会議
７月１６日	厚木市地域包括ケア推進会議
７月３０日	厚木市地域福祉推進協議会
８月２０日	第３回厚木市障害者協議会実務者会議
９月２８日	厚木市地域福祉推進協議会
１０月１日	第４回厚木市障害者協議会実務者会議
１０月１５日	厚木市地域包括ケア推進会議

※　本計画に対し、神奈川県知事の異議はありませんでしたので、通知等は省略します。

2 厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査の概要

（1）調査の目的

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、障がい者のニーズを反映した適切なサービスの提供、関係機関の連携や地域をつなぐネットワークの構築等が重要な要素となるため、市内にお住まいの障がい者や市内で障害福祉サービス等を実施している事業者、法人を対象に、障がい者が地域で暮らしていく上での課題やニーズを的確に把握するために本調査を行いました。

なお、本調査は、従前の厚木市障害福祉サービス利用実態調査及び厚木市障害福祉サービス提供実態調査を一本化した上で、障害福祉サービス等を利用せずに障がい者手帳を所持している者を新たに調査対象に加え、厚木市障がい福祉基礎調査としています。

（2）調査設計

ア　厚木市障がい福祉基礎調査（市民）

①　対象者

主たる障がい	サービス利用者	手帳所持者	調査人数合計
身体障がい	１５０人	１００人	２５０人
知的障がい	１５０人	１００人	２５０人
精神障がい	１５０人	１００人	２５０人
障がい児	１５０人	－	１５０人
合計	６００人	３００人	９００人

サービス利用者

令和７(2025)年９月末日時点における、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等を利用する計３，０５０人の厚木市援護者のうち、主たる障がいとして「身体障がい（難病含む）」、「知的障がい」、「精神障がい」、「児童（障がい児）」ごとにそれぞれ１５０人を無作為抽出し、調査対象としました。

手帳所持者

令和７(2025)年９月末日時点における、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害福祉サービス等を利用していない計８，３４３人の厚木市民から、各種手帳それぞれ１００人を無作為抽出し、調査対象としました。

② 調査方法

郵送での配布及び郵送又は電子申請による回収

③ 調査期間

令和７(2025)年１１月１７日から１２月１９日まで

④ 調査内容

調査内容	設問数	
	サービス利用者	手帳所持者
①　あなたご自身について	８問	８問
②　生活状況について	８問	８問
③　障がい福祉施策について	２３問	２７問
④　障害福祉サービス等について	９問	－
⑤　その他	２問	－
⑥　運動・スポーツについて	６問	６問
合計	５６問	４９問

イ　厚木市障がい福祉基礎調査（事業者）

① 対象者

令和７(2025)年１０月１日時点における神奈川県又は市の指定･登録を受けている市内事業所（３８２事業所）を運営する事業者

② 調査方法

電子メールでの配布及び電子申請による回収

③ 調査期間

令和７(2025)年１１月２１日から１２月２６日まで
※令和８(2026)年２月２日まで延長

④ 調査内容

調査内容	設問数
①　事業所の指定や利用状況について	９問
②　事業所の経営状況について	８問
③　事業展開における現状と課題について	６問
④　障がい福祉施策について	１５問
⑤　調査の終わりに	２問
合計	４０問

（3）回収状況

ア　厚木市障がい福祉基礎調査（市民）

区分	配付数	回収数	回収率	前回回収率
サービス利用者	600	337	56.2%	-
手帳所持者	300	148	49.3%	-
合計	900	485	53.9%	54.4%

イ　厚木市障がい福祉基礎調査（事業者）

配布数	回収数	うち事業所数	回収率	前回回収率
382	85	213	55.8%	48.2%

※　事業者が運営している事業所をまとめて回答可としていることから、回収数と事業所数に乖離があります。

（4）調査結果報告

市のホームページで公開していますので、以下からご覧ください。

市ＨＰ
ホーム　＞　健康・医療・福祉　＞　障がい者福祉　＞
厚木市障害者福祉計画 厚木市障がい福祉基礎調査調査結果報告書【令和８年７月】

ＵＲＬ
https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shogaifukushika/6/53408.html

二次元コード

3 厚木市保健福祉審議会規則

（趣旨）
第１条　この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和３２年厚木市条例第１７号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（委員）
第２条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）公募による市民
（２）社会福祉事業従事者
（３）保健福祉関係団体の代表
（４）住民自治組織の代表
（５）学識経験者
（６）関係行政機関の職員
（任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長）
第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第６条　審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。
（委任）
第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この規則は、平成５年４月１日から施行する。
附　則(平成１０年規則第８号)
この規則は、平成１０年４月１日から施行する。
附　則(平成１１年規則第４１号)
この規則は、平成１１年８月１日から施行する。
附　則(平成１９年規則第３０号)
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則による改正後の第２条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱(補欠の委員に係るものを除く。)から適用する。

4 厚木市保健福祉審議会委員名簿

令和８(2026)年４月１日現在

所　属	役　職	氏　名
公募		今永　誠一郎
公募		河内　二朗
公募		深田　武
障害者福祉施設長		渡邊　淳子
高齢者福祉施設長		印南　孝俊
厚木市民生委員児童委員協議会		遠藤　勝
厚木市社会福祉協議会		遠藤　明司
厚木市保育会		廣田　知子
厚木市ボランティア連絡協議会		飯塚　真紀子
厚木市自治会連絡協議会		笹山　恵一郎
厚木医師会		老山　大輔
厚木愛甲地区更生保護女性会		前頭　七恵
元学校長		多田　智子
厚木保健福祉事務所長		長岡　正
厚木児童相談所長		高木　聡

５　厚木市地域包括ケア推進会議規則

（趣旨）
第１条　この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和３２年厚木市条例第１７号）に基づき設置された厚木市地域包括ケア推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（委員）
第２条　推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）公募による市民
（２）関係団体の代表
（３）その他市長が必要と認める者
（任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長等）
第４条　推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　推進会議の会議は、会長が招集する。
２　推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（意見の聴取等）
第６条　推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。
（秘密の保持）
第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（庶務）
第８条　推進会議の庶務は、地域包括ケア推進主管課で処理する。
（委任）
第９条　この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に推進会議に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この規則の施行の日に、第２条の規定により推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第３条の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　第４条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に従前の合議体の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、同条の規定により推進会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

6 厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿

令和８(2026)年４月１日現在

所　属	役　職	氏　名
厚木医師会	会　長	八木　健太郎
厚木市 障がい者基幹相談支援センター	副会長	原　　悠 子
厚木歯科医師会	委　員	内 田　　善 久
厚木薬剤師会	委　員	潮　　晴 光
厚木医療福祉連絡会訪問看護部会	委　員	吉 村　　由 紀
厚木医療福祉連絡会 リハビリテーション部会	委　員	前 田　　玲
厚木医療福祉連絡会 ケアマネジャー部会	委　員	遠 藤　　貴 子
厚木医療福祉連絡会摂食嚥下部会	委　員	粂　　結 花 子
厚木病院協会	委　員	杉 山　　肇
厚木市社会福祉施設連絡会	委　員	印 南　　孝 俊
厚木市地域福祉推進協議会	委　員	小 泉　　京 子
厚木市地域包括支援センター	委　員	佐 藤　　貴 子
公募による市民	委　員	西 川　　薫
公募による市民	委　員	益 戸　　ゆ い
公募による市民	委　員	吉 浦　　直 子

7 厚木市障害者協議会規程

（設置）
第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第８９条の３第１項の規定に基づき、厚木市障害者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　協議会は、法第８９条の３第２項に規定するもののほか、次に掲げる事項を所掌する。
（１）個別事例に係る支援の在り方に関すること。
（２）厚木市障がい者福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。
（３）その他障害福祉に関する重要な事項に関すること。
（組織）
第３条　協議会は、別表に掲げる機関等から推薦された者をもって組織する。
２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
（会長等）
第４条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。
３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　協議会の会議は、会長が招集する。
２　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（実務者会議）
第６条　協議会に、第２条に規定する所掌事項について必要な検討を行わせるため、実務者会議を置く。
２　実務者会議は、別表に掲げる機関等に属する実務者をもって組織する。
３　実務者会議に議長及び副議長を置く。
４　第４条第２項から第４項まで及び前条の規定は、実務者会議について準用する。
（プロジェクトチーム）
第７条　実務者会議に、第２条に規定する所掌事項について必要な検討を行わせるため、プロジェクトチームを置く。
２　プロジェクトチームは、別表に掲げる機関等から推薦された者又は第２条に規定する所掌事項の検討に適した者をもって組織する。
３　プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。
４　第４条第２項から第４項まで及び第５条の規定は、プロジェクトチームについて準用する。
（庶務）
第８条　協議会の庶務は、厚木市福祉部障害福祉主管課において処理する。ただし、協議会の庶務の全部又は一部を障がい者基幹相談支援センターに委託することができる。
（個人情報の保護）
第９条　協議会の関係者又は関係者であった者は、協議会の運営を通じて知り得た個人情

報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委任）

第１０条　この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この規程は、平成２７年７月１日から施行する。

２　この規程の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、平成２９年３月３１日までとする。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係、第６条関係、第７条関係）

	構　成　機　関　等　名
１	学識経験者
２	厚木医師会
３	精神科病院協会
４	厚愛訪問看護ステーション連絡会
５	厚木市身体障害者福祉協会
６	厚木市手をつなぐ育成会
７	厚木市自閉症児・者親の会
８	精神保健福祉促進会フレッシュ厚木
９	厚木地区知的障害施設連絡会
１０	厚木市障害者福祉事業所連絡会
１１	厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会
１２	厚木市居宅介護事業所連絡会
１３	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団　七沢自立支援ホーム
１４	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
１５	厚木市民生委員児童委員協議会
１６	厚木市児童発達支援センターひよこ園
１７	相談支援事業者
１８	地域包括支援センター
１９	厚木市教育委員会
２０	特別支援学校
２１	厚木公共職業安定所
２２	県央地域就労援助センター
２３	厚木児童相談所
２４	厚木保健福祉事務所
２５	厚木市社会福祉協議会
２６	厚木市地域包括ケア推進課
２７	厚木市障がい福祉課

8 厚木市障害者協議会代表者会議委員名簿

令和８(2026)年４月１日現在

所　属	役　職	氏　名
厚木医師会	委　員	片山　文彦
神奈川県精神科病院協会	議　長	増田　直樹
厚愛訪問看護ステーション連絡会	委　員	眞柴　恵子
厚木市身体障害者福祉協会	委　員	畑中　靖敏
厚木市手をつなぐ育成会	委　員	中川　孝子
厚木市自閉症児・者親の会	委　員	宮本　由美子
精神保健福祉促進会フレッシュ厚木	委　員	大塚　哲夫
厚木地区知的障害施設連絡会	委　員	小野　修
厚木市障害者福祉事業所連絡会	委　員	六反　芳樹
厚木市・愛川町・清川村精神保健福祉団体連絡会	委　員	佐藤　慎二郎
厚木市居宅介護事業所連絡会	委　員	大塚　隆一
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢自立支援ホーム	委　員	村井　政夫
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会　県央支部	委　員	加藤　靖教
厚木市民生委員児童委員協議会	委　員	井上　英男
厚木市児童発達支援センター	委　員	髙木　悦子
相談支援事業所連絡会	副議長	引山　直美
地域包括支援センター	委　員	平出　淳史
厚木市教育委員会	委　員	本間　洋一郎
座間支援学校	委　員	本間　修治
厚木公共職業安定所	委　員	岡本　憲一
県央福祉会　県央地域就労援助センター 障害者就業・生活支援センター　ぽむ	委　員	大箭　忠司
厚木児童相談所	委　員	山田　良一
厚木保健福祉事務所	委　員	志波　直子
厚木市社会福祉協議会	委　員	土屋　朋恵
厚木市地域包括ケア推進課	委　員	田渕　栄一
厚木市障がい福祉課	委　員	佐藤　孝栄
神奈川県発達障害支援センター	委　員	荒井　伸成
相談センターゆいまーる	委　員	八重樫　譲

9 厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿

令和８(2026)年４月１日現在

所　属	役　職	氏　名
相談支援事業所連絡会	議　長	小菅　英治
厚木市社会福祉協議会	副議長	小又　倫実
厚木医師会	委　員	片山　文彦
神奈川県精神科病院協会	委　員	渡辺　淳
厚愛訪問看護ステーション連絡会	委　員	今堀　亜紀
厚木市身体障害者福祉協会	委　員	西本　順子
厚木市手をつなぐ育成会	委　員	山藤　聰江
厚木市自閉症児・者親の会	委　員	宮本　由美子
精神保健福祉促進会フレッシュ厚木	委　員	二見　慶子
厚木地区知的障害施設連絡会	委　員	小野　修
厚木市障害者福祉事業所連絡会	委　員	六反　芳樹
厚木市・愛川町・清川村 地域精神保健福祉団体連絡会	委　員	佐藤　慎二郎
厚木市居宅介護事業所連絡会	委　員	勝田　ルミ
（福）神奈川県総合リハビリテーション 事業団七沢自立支援ホーム	委　員	丹　正義
（公社）神奈川県宅地建物取引業協会県央支部	委　員	加藤　靖教
厚木市民生委員児童委員協議会	委　員	井上　英男
厚木市児童発達支援センターひよこ園	委　員	久我　宣子
厚木市地域包括支援センター	委　員	平出　淳史
厚木市教育委員会	委　員	宮﨑　友子
特別支援学校	委　員	大和　杏奈
厚木公共職業安定所	委　員	山崎　清隆
障害者就業・生活支援センターぽむ	委　員	大箭　忠司
厚木児童相談所	委　員	村上　卓也
厚木保健福祉事務所	委　員	金子　大輔
厚木市地域包括ケア推進課	委　員	郡司　千和美
厚木市障がい福祉課	委　員	小坂　雄樹

１０　厚木市地域福祉推進協議会設置規程

（名称）
第１条　この会は、厚木市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）という。
（目的）
第２条　協議会は、だれもが安心して生き生きと暮らし、共に支え合う地域社会を築くため、地区市民センターの区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換、研修などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画を着実に推進することを目的とする。
（所掌事項）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。
（１）厚木市地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
（２）地区推進委員会活動の情報提供、情報交換に関すること。
（３）地域福祉活動の調査研究及び普及啓発に関すること。
（４）その他、目的達成に必要な事項に関すること。
（委員）
第４条　協議会の委員は、２０人以内とする。
（１）地区推進委員会代表
（２）学識経験者
（任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、任期の途中において委員に交代が生じたときは、後任者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。
２　委員は再任されることができる。
（会長及び副会長）
第６条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　協議会の会議は、会長が招集する。
（庶務）
第８条　協議会の庶務は、地域福祉所管課において処理する。
（その他）
第９条　この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この規程は、平成１７年８月９日から施行する。

２　この規程の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第５条の規定にかかわらず、平成１９年３月３１日までとする。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年７月４日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する

１１　厚木市地域福祉推進協議会委員名簿

令和５年１０月１日現在

選出区分	選出団体	役職等	氏名	備考

１２　諮問・答申

（１）諮問

（２）答申

１３　用語集

〈あ行〉

ＩＣＴ（情報通信技術）

INFORMATION and Communication Technologyの略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどを使った技術をいいます。

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、申し出ることができない人に対し、様々な支援や情報を届けることをいいます。

厚木市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク

高齢者又は障がい者の虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた高齢者又は障がい者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うことを目的に、設置しています。

厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画

障害者雇用促進法の規定に基づき、障がい者の職場定着のほか、全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目的とした計画です。

厚木市障害福祉サービス事業所開設準備・運営経費補助金

① 重度の自閉症者又は医療的ケアを必要とする重症心身障がい者を対象に専門的かつ適切に支援できる生活介護を行う事業所を新たに整備する事業。

② 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者を対象とした短期入所を新たに提供する事業について補助します。

厚木市避難行動要支援者避難支援計画

市の避難行動要支援者対策をより確かなものにするため、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的とした計画です。

意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

移送サービス

単独でバスや電車等の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービスです。

一般就労

障がい者の就労の形態で、民間企業等で雇用契約等に基づき働くことをいいます。

医療型短期入所事業所

障害福祉サービスにおける利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる短期入所（ショートステイ）のひとつで、この短期入所を病院や診療所等の医療機関が実施することで、医療的ケア児者等の受け入れの場となっています。

医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為をいいます。

インクルーシブ教育

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことをいいます。

〈か行〉

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚のこどもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

学校等訪問看護支援事業

日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校等において安心して生活を送れるよう、看護師を学校等に配置し、その児童・生徒に医療的ケアを行う事業です。

看護師介助員

特別支援教育介助員のうち、看護師資格を有し、医療的ケア児の支援に従事する者です。

居住サポート住宅

高齢者、障がい者、低額所得者等の住宅確保要配慮者に対し、居住支援法人等と賃貸人が連携して、入居中に安否確認や見守り、福祉サービスへのつなぎなどの居住支援を行う住宅のことです。

居住支援協議会

障がい者や高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

緊急医療情報セット

主なかかりつけ医療機関や緊急連絡先等を記入する救急医療情報シートとこれを保管するヒモ等がセットになったものです。市民が救急車を要請した際に、救急隊員がこのセットを活用することにより迅速かつ適切な救急活動に役立てることを目的としています。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動です。

後期高齢者

高齢者は一般的に６５歳以上の方をいいますが、そのうち、後期高齢者は７５歳以上の高齢者を指します。

合計特殊出生率

１５から４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。

高次脳機能障がい

事故や病気等により、脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がいや社会的行動障がいなどの認知障がい等を指します。

工賃

就労継続支援Ｂ型事業所での生産活動によって得られた収入から、必要な経費を控除した金額に相当する額を、事業所を利用する障がい者に対して支払うものです。

合理的配慮

障がい者の実質的平等を確保するために、過度な負担になりすぎない範囲で行う手助け、施設の改良、補助手段の提供などをいいます。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

コミュニティソーシャルワーカー

制度の狭間の問題など、個別の課題に対応しながら地域の課題として共有し、必要な支援につなげます。年齢に関わらず「くらし」や「地域の困りごと」について、関係機関と協力して取り組みます。

〈さ行〉

サービス等利用計画

本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、障害福祉サービスの利用を通じ、希望する暮らしの実現を目指す計画です。

なお、相談支援事業所が作成する計画と本人や保護者が作成するセルフプランがあります。

サービスマップ

支援が必要な子どもや保護者のために、相談先やサービス等を一覧にまとめています。乳幼児期版と学齢期・成人期版の２種類があります。

視覚障がい者遠隔サポートシステム

遠隔のコンタクトセンターにいるオペレーターが視覚情報をサポートするシステムです。無料で利用できます。

児童発達支援センター

障がい児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに、家族への相談や助言等、地域の中核的な療育支援を行う機関です。

厚木市では児童発達支援センターひよこ園があります。

自閉症

本計画の本文では、「自閉スペクトラム症」を指します。自閉スペクトラム症は、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がいなどをまとめた表現です。

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がいで、言語・コミュニケーションの障がい、感覚過敏や強いこだわりなど多様な状態像の方がいることからも、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていく必要があります。

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

社会的障壁

障がいがある者等にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

重症心身障がい

　重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではなく、児童福祉法の規定による呼び方です。

重度障害者訪問看護支援事業

　医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の介助者が一息つける時間等を確保するため、医療保険制度等による訪問看護を利用したときに、看護師による対応を年間４８時間まで延長して利用できるようにする事業です。

障害児支援利用計画

　本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、障害児通所支援の利用を通じ、希望する暮らしの実現を目指す計画です。

　なお、障害児相談支援事業所が作成する計画と本人や保護者が作成するセルフプランがあります。

障がい児・者支援実務者研修講座

　市内に所在する障がい福祉サービス事業所及び市に登録している地域生活支援事業所に対し、支援の質の向上や地域での支援体制の強化を目的として行う研修です。

障害児通所支援

　児童福祉法に基づき提供されるサービスです。障がい児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等のサービスをいいます。詳しくは、P●●以降を参照ください。

障害者雇用奨励交付金

　障がい者を雇用する事業主に対し、障がい者の雇用の安定を促進するための交付金です。

障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）

　障がい者の多様な力を職場に取り入れ、ともに働く職場環境を整備することで、業務工程を見直し、生産性の向上と働きやすい組織づくりを推進するための市庁内に設置された職場です。

障害者雇用促進センター

　障がい者の雇用促進を図るため、企業及び障がい者就労支援機関へ障がい者の雇用に関する相談及び支援を実施する神奈川県の機関です。

障害者就業・生活支援センター

　就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う神奈川県の機関です。

障がい者就労施設等

　就労継続支援事業所、障害者支援施設や地域活動支援センター等の障害福祉サービス事業所等や雇用している障がい者の割合が一定基準を満たす特例子会社等をいいます。

　なお、地域活動支援センターの内容については、P●●を参照ください。

障がい者相談支援センター

　地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的機関です。

　厚木市では８か所設置しています。

障害者地域生活サポート事業

障害福祉施設等を障害者の地域生活を支える社会的な資源としてその活用を図り、障害者の地域生活移行を促進することを目的とした事業です。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき提供されるサービスです。詳しくは、P●●以降を参照ください。

自立支援医療

障害者総合支援法に基づく医療給付です。原則として９０％の医療費を医療保険と公費で負担し、１０％を自己負担となります。

スーパービジョン

スーパーバイザー（責任者や管理者等）がスーパーバイジー（初任者）の実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するための手法です。

なお、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとや講師等をスーパーバイザーとして、地域の相談支援事業所の更なる質の向上や業務の負担感の軽減を図るためのグループワークを市ではグループスーパービジョンとしています。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

生活支援体制整備協議体

地域包括ケア社会の実現に向け、地域における障がい者や高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、これらのサービスを担う多様な関係主体等の情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体です。

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムをいいます。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

セルフプラン

障害福祉サービス等を利用する際、課題、目標や週間計画等を記したサービス等（障害児支援）利用計画の提出が必要ですが、本人やその家族が自ら作成した計画をいいます。

なお、このほかに、相談支援事業所に依頼し、相談支援専門員が障がい者の心身の状況等や障害福祉サービス等の利用についての意向を勘案し作成する計画相談支援があります。

〈た行〉

団塊の世代

戦後の出生数が各年２５０万人を超えた第一次ベビーブーム（昭和２２（１９４７）から昭和２４（１９４９）年）の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

地域共生社会

世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会をいいます。

地域生活支援事業

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟な形態で実施する事業です。詳しくは、P●●を参照ください。

地域生活支援拠点

障がい児者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための５つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することをいいます。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア社会の実現に向けた中核的な機関です。

厚木市では１０か所設置しています。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、こどもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。

市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市が担っています。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

特別支援教育介助員

小・中学校の教育活動の充実を図るため、障がい児の介助や安全の確保、児童・生徒の行動記録の作成等を実施する学級担任等の補助者です。

〈な行〉

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

日中サービス支援型共同生活援助

通常の共同生活援助（グループホーム）は、日中に事業所に通所や勤務先に出勤し、主に夜間の生活支援が中心ですが、日中サービス型共同生活援助は、２４時間の相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供するグループホームです。

農福連携

障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組です。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も互いに支え合い、誰もが社会の一員であるという捉え方や環境整備をいいます。

〈は行〉

８０５０（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（８０歳代）が引きこもりの中高年のこども（５０歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、障がい者等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。最近では、障がい者等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含めています。

ピアサポート

障がいや疾病のある人が自らの経験に基づき、同じ障がいや疾病のある人に対して相談支援等を行うことをいいます。

また、ピアサポートを行う人を、ピアサポーターといいます。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村または特定非営利活動法人等が、当該市町村に利用登録を行った者や当該非営利活動法人等の会員に対して行う運送です。

ペアレント・トレーニング

保護者を対象に、環境調整や子供への肯定的な働きかけについて、ロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つです。

ペアレント・メンター

自らも発達障がいを抱えるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

同じような発達障がいを抱えるこどもをもつ親に対し、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。

防災チェックリスト

避難に関する情報や事前準備の状況等を記入するチェックリストです。

このチェックリストを作成することで、当事者、さらにはその支援者の防災意識を高めていくことを目的としたものです。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る機関です。

厚木市では、社会福祉協議会ボランティアセンターがあります。

〈ま行〉

マイサポートブック

生まれてからの成長、支援や教育の記録をファイルするものです。

児童のライフステージごとに、今までの支援等をつなぐことで、一貫性のある方針のもとかかわっていくことを目的としたものです。

未病

心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、「病気ではないが健康でもない状態」を未病といいます。

病気になってから対処するのではなく、普段の生活において「心身を整え、健康な状態に近づけることが重要です。

〈や行〉

ユニバーサルデザインタクシー

健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい”みんなにやさしい新しいタクシー車両”であり、街中で呼び止めても良し予約しても良しの誰もが普通に使える一般のタクシーです。

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

〈ら行〉

リソースルーム

生徒が共に学ぶための支援機能で、支援の場の総称です。

ＲｅＭＨＲＡＤ（地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース）

都道府県や市区町村等の区分別の精神科病院に入院している方の状況、訪問看護ステーション・障害福祉サービス事業所の状況や各社会資源の位置情報等について表示するデータベースです。

療育相談センターまめの木

未就学児の児童の発達に関する様々な心配事ついて、保護者からの相談を受け、ともによいかかわり方等を考え、児童の健やかな成長をサポートする市の相談機関です。

レスパイト

一時休止や休息という意味です。

介助者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行等の諸事情により、一時的に在宅での介護が困難となる場合に、短期入所等を利用し、介助者の負担軽減を図るものです。

厚木市障がい者福祉計画（第８期）
厚木市障害福祉計画（第８期）
厚木市障害児福祉計画（第４期）
令和９(2027)年４月

発 行：厚木市
編 集：市民福祉部　障がい福祉課
〒２４３－８５１１　神奈川県厚木市中町３丁目１７番１７号
ＴＥＬ：０４６（２２５）２２２５
ＵＲＬ：http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/